

令和元年第2回

大崎町議会6月定例会会議録

開会 令和元年6月5日

閉会 令和元年6月20日

大崎町議会

令和元年第2回大崎町議会定例会

会 期

令和元年6月5日（水）から

16日間

令和元年6月20日（木）まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
6月5日	水	10	第1日		会期の決定 諸般の報告 議案・陳情等上程
6日	木			委員会	付託案件の審査
7日	金				予 備
8日	土				休 会
9日	日				休 会
10日	月				予 備
11日	火				予 備
12日	水	10	第2日		一般質問 議案・陳情等上程
13日	木				予 備
14日	金				予 備
15日	土				休 会
16日	日				休 会
17日	月				予 備
18日	火				予 備
19日	水				予 備
20日	木	10	第3日		付託案件の審査報告 議案・陳情等上程

令和元年第2回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（6月5日）（水）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 諸般の報告	5
6. 日程第4 行政報告	7
東町長報告	7
7. 日程第5 報告第1号 平成30年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	8
東町長提案理由説明	8
佐藤総務課長	8
8. 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて （平成30年度大崎町一般会計補正予算 （第7号））	9
東町長提案理由説明	9
佐藤総務課長	9
中倉広文君	11
佐藤総務課長	11
中倉広文君	11
佐藤総務課長	11
9. 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて （大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定につ いて）	12
東町長提案理由説明	12
本高税務課長	12
10. 日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定について）	14
東町長提案理由説明	14
本高税務課長	14
稲留光晴君	15

本高税務課長	15
稲留光晴君	16
本高税務課長	16
稲留光晴君	16
本高税務課長	16
11. 日程第 9 議案第 2 0 号 令和元年度大崎町一般会計補正予算 (第 1 号)	17
東町長提案理由説明	17
佐藤総務課長	17
稲留光晴君	19
小野住民環境課長	19
稲留光晴君	19
小野住民環境課長	19
稲留光晴君	19
小野住民環境課長	19
中山美幸君	20
12. 休 憩	20
吉原信雄君	20
上橋企画調整課長	20
吉原信雄君	21
上橋企画調整課長	21
13. 日程第 1 0 議案第 2 1 号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予 算 (第 1 号)	21
東町長提案理由説明	21
相星保健福祉課長	21
14. 日程第 1 1 議案第 2 2 号 大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改 正する条例の制定について	22
東町長提案理由説明	22
稲留光晴君	22
中村農林振興課長	23
稲留光晴君	23
中村農林振興課長	23
稲留光晴君	23
中村農林振興課長	23
15. 日程第 1 2 議案第 2 3 号 大崎町森林環境譲与税基金条例の制定について	24

東町長提案理由説明	24
中村農林振興課長	24
中山美幸君	25
中村農林振興課長	25
中山美幸君	26
16. 日程第13 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の 1復元, 複式学級解消をはかるための, 2020 年度政府予算に係る意見書採択の要請について	26
17. 散 会	26
第2号(6月12日)(水)	
1. 開 議	33
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	33
3. 日程第2 一般質問	33
富重幸博君	33
東町長	33
富重幸博君	34
東町長	34
富重幸博君	34
東町長	35
富重幸博君	35
東町長	36
富重幸博君	36
東町長	36
富重幸博君	37
東町長	37
富重幸博君	38
東町長	38
富重幸博君	39
東町長	39
富重幸博君	39
東町長	39
富重幸博君	40
東町長	40

富重幸博君	41
東町長	41
富重幸博君	41
東町長	42
富重幸博君	42
東町長	42
富重幸博君	42
東町長	42
富重幸博君	43
東町長	43
富重幸博君	44
東町長	44
富重幸博君	45
東町長	45
富重幸博君	45
東町長	45
富重幸博君	46
東町長	46
富重幸博君	47
東町長	47
富重幸博君	47
東町長	48
富重幸博君	48
東町長	48
富重幸博君	48
東町長	49
富重幸博君	49
稲留光晴君	49
東町長	50
稲留光晴君	50
東町長	50
稲留光晴君	50
東町長	51
相星保健福祉課長	51

稲留光晴君	51
相星保健福祉課長	51
稲留光晴君	51
東町長	51
稲留光晴君	51
東町長	51
稲留光晴君	52
東町長	52
稲留光晴君	52
東町長	52
相星保健福祉課長	52
稲留光晴君	52
相星保健福祉課長	52
稲留光晴君	52
相星保健福祉課長	52
稲留光晴君	52
相星保健福祉課長	53
稲留光晴君	53
相星保健福祉課長	53
稲留光晴君	53
相星保健福祉課長	53
稲留光晴君	53
東町長	54
稲留光晴君	54
東町長	55
稲留光晴君	55
東町長	55
稲留光晴君	56
東町長	56
稲留光晴君	56
東町長	57
稲留光晴君	57
東町長	58
稲留光晴君	58

藤井教育長	58
稲留光晴君	59
藤井教育長	59
稲留光晴君	59
藤井教育長	59
川添教委管理課長	59
稲留光晴君	60
藤井教育長	60
稲留光晴君	60
藤井教育長	60
稲留光晴君	60
藤井教育長	61
稲留光晴君	61
藤井教育長	61
稲留光晴君	61
藤井教育長	61
稲留光晴君	61
4. 休 憩	61
児玉孝徳君	61
藤井教育長	62
児玉孝徳君	64
藤井教育長	64
児玉孝徳君	65
藤井教育長	65
児玉孝徳君	65
藤井教育長	66
児玉孝徳君	66
東町長	66
児玉孝徳君	66
東町長	66
児玉孝徳君	67
東町長	67
児玉孝徳君	68
東町長	68

佐藤総務課長	68
児玉孝徳君	68
東町長	69
児玉孝徳君	69
東町長	69
児玉孝徳君	70
東町長	70
児玉孝徳君	70
東町長	70
児玉孝徳君	71
東町長	71
児玉孝徳君	72
小野光夫君	72
藤井教育長	72
小野光夫君	72
藤井教育長	73
小野光夫君	73
藤井教育長	73
川添教委管理課長	73
小野光夫君	73
東町長	74
小野光夫君	74
東町長	74
小野光夫君	75
上橋企画調整課長	76
小野光夫君	76
上橋企画調整課長	76
小野光夫君	77
上橋企画調整課長	77
小野光夫君	77
東町長	78
小野光夫君	79
東町長	80
小野光夫君	80

東町長	80
小野光夫君	81
東町長	81
小野光夫君	81
上橋企画調整課長	81
小野光夫君	81
上橋企画調整課長	81
小野光夫君	81
東町長	82
小野光夫君	82
東町長	82
小野光夫君	82
東町長	82
小野光夫君	83
東町長	83
小野光夫君	84
東町長	85
小野光夫君	85
5. 日程第3 議案第24号 小型動力ポンプ付積載車の購入契約の締結について	86
東町長提案理由説明	86
佐藤総務課長	86
中山美幸君	87
佐藤総務課長	87
中山美幸君	87
佐藤総務課長	87
中山美幸君	88
佐藤総務課長	88
6. 日程第4 議案第25号 大崎町本庁舎耐震補強工事請負契約の締結について	89
東町長提案理由説明	89
佐藤総務課長	89
吉原信雄君	90
東町長	90

稲留光晴君	90
時見建設課長	91
中山美幸君	91
東町長	91
佐藤総務課長	92
時見建設課長	92
中山美幸君	92
東町長	93
7. 散 会	94

第3号（6月20日）（木）

1. 開 議	101
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	101
3. 日程第2 議案第20号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第1号）	101
神崎総務厚生常任委員長報告	101
4. 日程第3 議案第21号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 （第1号）	105
神崎総務厚生常任委員長報告	105
5. 日程第4 議案第23号 大崎町森林環境譲与税基金条例の制定について	106
富重文教経済常任委員長報告	106
6. 日程第5 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1 復元，複式学級解消をはかるための，2020年度 政府予算に係る意見書採択の要請について	108
富重文教経済常任委員長報告	108
7. 日程第6 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	110
東町長提案理由説明	110
8. 日程第7 同意第5号 固定資産評価員の選任について	111
東町長提案理由説明	111
9. 日程第8 議員派遣の件	112
10. 日程第9 閉会中継続審査・調査申出書	112
11. 休 憩	113
12. 追加日程第1 発委第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度 拡充に係る意見書（案）の提出について	113
富重幸博君	113

13. 閉 会 115

第 1 号

6 月 5 日 (水)

令和元年第2回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和元年6月5日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（3番，4番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 平成30年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
（平成30年度大崎町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- （総）日程第 9 議案第20号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第1号）
- （総）日程第10 議案第21号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第22号 大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
- （文）日程第12 議案第23号 大崎町森林環境譲与税基金条例の制定について
- （文）日程第13 陳情第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元，複式学級解消をはかるための，2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一
2番 富 重 幸 博
3番 児 玉 孝 徳

7番 吉 原 信 雄
8番 中 山 美 幸
9番 上 原 正 一

4番 稲 留 光 晴
5番 神 崎 文 男
6番 中 倉 広 文

10番 小 野 光 夫
11番 諸 木 悦 朗
12番 宮 本 昭 一

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	中 村 富士夫
副 町 長	千 歳 史 郎	耕 地 課 長	福 永 敏 郎
教 育 長	藤 井 光 興	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者	東 正 隆	農委事務局長	川 畑 定 浩
総 務 課 長	佐 藤 一 郎	水 道 課 長	高 田 利 郎
企 画 調 整 課 長	上 橋 孝 幸	教 委 管 理 課 長	川 添 俊 一 郎
住 民 環 境 課 長	小 野 厚 生	社 会 教 育 課 長	今 吉 孝 志
保 健 福 祉 課 長	相 星 永 悟	税 務 課 長	本 高 秀 俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	下 村 俊 郎
次 長 兼 調 査 係 長	宮 本 修 一
次 長 兼 議 事 係 長	垣 内 吉 郎
庶 務 係 主 幹	西 ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） これより、令和元年第2回大崎町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、児玉孝徳君、及び4番、稲留光晴君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（宮本昭一君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から6月20日まで、16日間といたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの16日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（宮本昭一君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

去る5月28日に開催されました令和元年度町村議会議長副議長研修会並びに、6月2日に開催されました令和元年関東大崎会第21回関東大崎会交流懇親の集いについて御報告を申し上げます。

まず、令和元年度町村議会議長副議長研修会について、御報告をいたします。この研修会は、東京都千代田区の東京国際フォーラムを会場に日本全国からの参加者を得て、全国町村議会議長会の主催により、「これからの町村議会を考える」をテーマに開催され、本町からは私と副議長、議会事務局次長の3名が出席をいたしました。

研修会は最初に、山梨学院大学法学部教授、江藤俊昭氏、明治大学政治経済学部地域行政学科長教授、牛山久仁彦氏、首都大学東京都市環境学部都市政策科学科准教授、長野基氏の3名による、「町村議会議員の議員報酬等のあり方（最終報告）」と題した講演があり、1つ、最近の町村議会の動向と報酬の課題。2番目に、議員

報酬定数等に関する調査結果の分析。3番目に、議員報酬を巡る現状と町村議会の取り組み。4つ目に、先駆議会の報酬額の算定方式。5つ目、議員報酬を検討する上での留意点。6、町村における議員定数を巡る現状と課題。それから7番目に、議員定数を巡る論点などの講演がなされました。

次に、「小規模議会のあり方を求めて、夜間・休日議会の挑戦」と題し、町村議会特別表彰を受けられた長野県喬木村議会議長の下岡幸文氏の講演がありました。

町村議会は議会運営議員の役割の当たり前を疑い、改善するため夜間・休日議会改革に取り組み、議員のなり手不足の対策、町村議会のあり方の模索と目指す議会像を柱に議会改革に取り組みました。その取り組みの中の夜間・休日議会改革取り組みの契機については、平成29年6月執行の村議会議員一般選挙において、無投票となったことにより議会改革の機運が高まったこと、改選後の議員の職業構成に変化が生じ新人議員6名が兼業議員となったことから、兼業議員が議員活動ができる環境整備が必要と考え、その対策として休日・夜間議会が始まったものであります。

その取り組みの内容は、会期は現行の日程の概ね16日間～20日間のままで行い、本会議日数の3日間は変更しない。本会議のうち、一般質問は土日の午前9時から午後5時のどちらかで開催する。常任委員会は、平日の夜間開催で午後7時から午後9時を基本に運営する。議案数・請願・陳情等の順序によっては、委員長の判断で平日の昼間開催も可能とし弾力的に運営する。審議時間が不足する場合は、予備日を活用するなどの取り組みを行っているものであります。

また議会機能を果たすための議会運営において、議案資料を受け取ってから調査・研究を行う時間を確保するため、常任委員会を会期の後半に設定し議案に関する簡易な質問と回答、議員の考え方を集約した資料はICTを活用して事前に議員が共有し、再考して委員会に望むことで討論中心の会議を行えるように会議の効率化に向けた取り組みを実践されておりました。

このような取組の成果として、小規模議会において、休日・夜間議会は工夫・改善すれば実現可能。審議までの事前準備により質疑・討論の件数の増加。夜間開催の常任委員会、休日開催の一般質問の傍聴者の増加などの成果が出ているということでありました。

次に、京都府与謝野町議会の取り組み、「町民に信頼され存在感のある議会を目指して」と題し、町村議会特別表彰を受けられた京都府与謝野町議会議長の家城功氏の講演がありました。

同町も議会の活性化に向けた取り組みを実践しており、その中でも目を引くのが、意見や要望を反映した一般質問など議会審議に活かすため、常任委員会と各種

団体との懇談会開催。議員間での問題・課題の共有を図るため議員間討議の実施。町民と一体となって災害に向き合う体制づくりのための議会災害対策本部設置要項の制定。子ども議会懇談会の開催など、先進的な取り組みを実践されておりました。

最後に、「町民に寄り添う議会を目指して、鳥取県若桜町議会の歩み」と題し、町村議会特別表彰を受けられた鳥取県若桜町議会議長の川上守氏と、同議会副議長の前住孝行氏2名の方で講演でありました。

今回の研修に出席してたくさんの議会の活性化に向けた取り組みと、先進事例に触れることができました。本町においても、議会の機能を十分に発揮し議員間の活発な議論、町政の監視評価や政策立案、政策提言など議員としての資質をさらに向上させることにより、さらに議会の活性化が図れるのではないかと感じました。

次に、去る6月2日に開催されました第21回関東大崎会交流懇親の集いですが、本町からの出席は議会から私と議会事務局次長、執行部から町長、総務課長、企画調整課及び耕地課の職員、そのほか大崎町商工会やJAそお鹿児島大崎支店からの出席でありました。

総会は、首都圏在住の関東大崎会会員をはじめ、鹿児島県東京事務所長などの来賓を含め、約95名の参加を得て、議事も滞りなく進行し、盛会裏に終了したところでございます。

なお、議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上で、私の諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（宮本昭一君） 日程第4の「行政報告」を行います。

これを許可します。町長。

○町長（東 靖弘君） 令和元年第2回議会定例会にあたり、諸般の行政報告をいたします。

総務課関係でございます。

火災の発生状況について報告いたします。まず、4月27日に発生した正坂集落内の北方政吉さん宅の小屋の一部が焼失した火災についてですが、火災の原因は焚き火の残り火による延焼で、本人が午後5時44分に通報し、消防署菱田分団、中央分団が消火作業にあたり、午後6時3分に鎮火しました。出動人員は副団長以下33名、出動車両は5台でした。

次に5月2日に曲集落内の岩重利昭さん宅の倉庫が全焼した火災についてですが、火災の原因は倉庫で火を使った作業、ちまきを作られていたとのことで、その

残り火で午後2時20分頃に通行人が通報し、消防署野方分団が消火作業にあたり、午後5時7分に鎮火しました。出動人員は団長以下19名、出動車両は4台でした。

次に5月29日に発生した正坂集落内の本田真作さん宅の住宅が全焼した火災についてですが、火災の原因は不明で、午前10時30分頃に菱田環境改善センターグラウンドでグランドゴルフをされていた方が通報し、消防署菱田分団、中央分団、特設分団が消火作業にあたり、午前11時47分に鎮火しました。出動人員は団長以下45名、出動車両は4台でした。なお、5月29日に発生した建物火災で1名の軽傷者、煙を吸って頭痛・吐き気を訴えて、志布志中央クリニックに救急搬送がありました。そのほか、野焼きによる誤報が1件発生しております。

以上で報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これで、「行政報告」は終わりました。

-----○-----

日程第5 報告第1号 平成30年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（宮本昭一君） 日程第5、報告第1号「平成30年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、プレミアム付き商品券事業及び合宿施設等整備事業に係るものですが、これは平成30年度大崎町一般会計補正予算（第6号）で議決をいただいております繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するものがございます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（佐藤一郎君） それでは、2枚目の繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。

この報告第1号は、ただいま町長から説明がございましたとおり、平成30年度内に事業の全部が完了しないために令和元年度に繰り越すことを報告するものがございます。

まず、款3民生費、項1社会福祉費、プレミアム付き商品券事業でございますが、翌年度繰越額は191万6,000万円でございます。この事業は、消費税増税に伴う影響緩和及び地域消費喚起を目的とした国の施策に基づくもので、本年3月の議会定例会で御可決いただいたプレミアム付き商品券事業に係るシステム整備

の負担金等でございますが、県からの交付決定が3月下旬であったことから全額を翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、款6商工費、項1商工費、合宿施設等整備事業として実施する、校舎等解体及び消防詰所等整備事業でございますが、翌年度繰越額は5,053万9,000万円でございます。繰越となるのは菱田中学校跡地の整備に伴うもののうち、菱田地区の消防詰所整備に係る工事費でございますが、旧菱田中学校の校舎等を解体し整地したあとでなければ消防詰所の整備事業に着手できないことから翌年度へ繰り越したものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これで、報告は終わります。

-----○-----

日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（平成30年度大崎町一般会計補正予算（第7号））

○議長（宮本昭一君） 日程第6、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度大崎町一般会計補正予算（第7号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

平成30年度大崎町一般会計補正予算（第7号）は、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございますが、歳入歳出予算の総額から1,427万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を93億1,232万円1,000円にするものでございます。

補正の主なものは、地方譲与税、繰入金及び寄附金等が確定したことによる財源調整でございます。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（佐藤一郎君） それでは御説明いたします。

今回の補正は、事務事業実施に係る国県支出金や地方債等の特定財源の確定に伴う財源の変更が主なものでございますので、それ以外の主な部分について御説明させていただきます。

それでは歳出のほうから御説明いたしますので、補正予算書の15ページをお願いいたします。

款2総務費、目1戸籍住民基本台帳費164万7,000円の減は、通知カード、個人番号カード関連、事務交付金の実績に基づく減でございます。

16ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、目9畜産業費374万2,000円の減は、畜産基盤再編総合整備事業の事業費確定に伴う負担金の減でございます。

款6商工費、目2商工業振興費700万9,000円の減は、ふるさと納税寄附金及びふるさと納税促進事業の実績に伴う調整でございますが、このうち主なものは、節8報償費、ふるさと納税謝礼の実績に伴う193万4,000円の減と、節12役務費のうち、PR情報発信のための広告料233万6,000円の減、事務に係る手数料109万9,000円の減。

17ページをお願いいたします。

節25積立金ですが、寄附金の確定に伴うふるさと応援基金積立金108万8,000円の減でございます。なお、平成30年度のふるさと納税の実績は、寄附件数が6万3,783件。金額が16億9,326万7,270円でございます。

以上で歳出を終わりまして、歳入について御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

款2地方譲与税、目1地方揮発油譲与税から10ページをお願いいたします。

1番下段の款13使用料及び手数料、目4土木手数料までは、各譲与税や交付金分担金などの額が確定したことに伴い増減するものでございます。

11ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、目1民生費国庫補助金から次の12ページをお願いいたします。

中ほどの、款15県支出金、目4農林水産業費委託金までにつきましては、それぞれ説明欄に記載してございます負担金や補助金などについて事業費の確定や、国県の決定に基づきそれぞれ増減するものでございます。

款17寄附金、目1一般寄附金673万3,000円は、ふるさと納税寄附金の実績による減でございます。

13ページをお願いいたします。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金4,400万円の減は、財源の調整でございます。

款20諸収入、項3、目1貸付金元利収入、111万1,000円の増の主なものは、奨学金返還金の滞納繰越分の返還実績に伴うものでございます。

このページの1番下の欄から、次の14ページにございます、款21町債につきましては、説明欄にございます各事業の実績に伴い、地方債の借入額が確定したことによる増減でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。6番、中倉広文君。

○6番（中倉広文君） 1点だけお聞きいたします。

歳入の款17寄附金について、一般寄附金673万3,000円の減ですが、これについて国県の支出金とか補助金等の減額というのは、実績に基づいて減額されるということはよくあることですが、この不確定な寄附金について最終的に補正減をされることの妥当性というんですか、こういうことをどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（宮本昭一君） 総務課長。

○総務課長（佐藤一郎君） ただいまの御質問ですが、繰越額の確定をするにあたりまして、決算剰余金の関係でございますが、より正しい金額で翌年度繰越額を確定するために、こういう形で専決という形でさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本昭一君） 6番、中倉広文君。

○6番（中倉広文君） 私が申し上げたいのは、結局3月の議会で補正がされたわけですが、約3億円だったですかね。補正されたわけですが、その時点で確実な部分を補正増で上程されて、そのあとプラスアルファになるんだったら、今回の専決で補正増でまたもう1回上げるのが妥当じゃないかというような考え方なんですけど、執行部としてはどのようにお考えされますか。

○議長（宮本昭一君） 総務課長。

○総務課長（佐藤一郎君） おっしゃるやり方はよく分かるんですが、歳入と伴われまして、このふるさと納税に係る歳出予算が発生いたします。そういたしますと、歳入の確保ができないのに歳出だけ多めに組むということで、また議会の皆さま、町民の皆さまの御理解がいただきづらいのではないかとということで、歳入とあわせて歳出とする関係で、少し多めの見込みということになってきているというふうに思います。

以上です。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度大崎町一般会計補正予算（第7号））」は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度大崎町一般会計補正予算（第7号））」は、承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（宮本昭一君） 日程第7、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正に伴いまして町税条例の一部を改正するものであります。改正する内容としましては、自動車税環境性能割の導入により、日本赤十字社の所有車両に対する非課税の範囲が拡大されることが主なものでございます。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成31年3月31日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○税務課長（本高秀俊君） それでは、大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

新旧対照表での説明の前に、今回の改正は地方税法の一部改正に伴い、令和元年

10月1日に県税であります自動車取得税が廃止され、同日で新たに自動車税環境性能割と軽自動車税環境性能割が導入されることによるものでございます。自動車取得税は、県が徴収し各自治体に自動車取得税交付金として交付されているものでございますが、今回新たに導入されます軽自動車税環境性能割については、当分の間、県が徴収を行い、徴収額を市町村に払い込むものでございます。今回、賦課徴収主体となります県の課税事務の円滑化及び効率化のため、普通自動車と軽自動車とで非課税対象範囲を統一するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

町税条例第81条の2は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲についての規定であります。軽自動車税環境性能割が導入されることに伴い、日本赤十字社の所有車両の非課税の範囲を県と同様の規定にするものでございます。現在、第1号の救急用のもののみでございますが、県税条例にならない巡回診療または患者輸送用のもの、血液事業用に供するもの、救護資材の運搬用に供するものと新たに4つの項目を付け加えるものでございます。

以上で新旧対照表による条例改正の説明を終わりました。次に今回の改正による施行期日について御説明いたしますので、条例案を御覧ください。

附則になります。施行期日になりますが、この条例は公布の日から施行されるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第2号の「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（宮本昭一君） 日程第8、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正に伴いまして、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。改正する内容としましては、軽減措置に係る軽減判定所得の見直しと、医療分に係る課税限度額の見直しでございます。

なお、今回の改正につきましては地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成31年3月31日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○税務課長（本高秀俊君） それでは、大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、地方税法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い大崎町国民健康保険税条例の条文を整備するものでございます。条例案の次にあります新旧対照表で御説明いたしますので新旧対照表を御覧ください。

アンダーラインの部分が今回の改正箇所でございます。

第2条第2項は、国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額についての規定でございますが、医療分の基礎課税限度額を58万円から61万円に改めるものでございます。

次の第23条は、国民健康保険税の減額についての規定でございますが、本文中にあります基礎課税額の限度額である58万円を61万円に改めるものでございます。

次に2ページになります。

第23条、第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定についてでございますが、被保険者1人につき算定する基礎額を27万5,000円から28万円に改めるものでございます。

次に3ページになります。

第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定についてでございますが、被保険者1人につき算定する基礎額を50万円から51万円に改めるものでございます。

以上で、新旧対照表による条例改正の説明を終わりました。次に、今回の改正による施行期日等について御説明いたしますので条例案を御覧ください。

附則の第1項でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行し、第2項は改正前、改正後のそれぞれの適用区分について規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。4番、稲留光晴君。

○4番（稲留光晴君） 今説明がありました限度額の引き上げということですが、医療分が3万円上げる、そうしますと93万円から96万円という最高限度額の値上げということになります。減額に対しては低所得者への配慮ということで、2割軽減の方が限度額が上がっていいのですが、町内にもやはり所得の多い人、国保税が高いということがあります。医療分を3万円上げて、トータルで今現行93万円から96万円に上げますよね。そのへんの町への調定額という計算は、もう行われているでしょうけれども、やはり値上げに対しては事情が変わったとしても、町としてのやはり判断は国保が今高い中で、控えなきゃいけないというふうなこともありますけれども、限度額の上昇でやはり調定額の国保税が上がっているのか、減額によって町への入る税金が下がるのかというのは、把握されているんですか。

○議長（宮本昭一君） 税務課長。

○税務課長（本高秀俊君） お答えいたします。

令和元年度の国保税の税額については、現在賦課算定の作業中ではありますが、前年度に比較して各世帯の所得状況のほか、死亡、転出、社保加入等の喪失、出生、転入、社保離脱等の不足で、その年度年度で、国保世帯数とか被保険者数の状況が違いますので、一概に前年度等の比較というのは難しいところがあります。

概算でありますけれども、限度額の部分につきましては最高額の96万円のところが令和元年度については19世帯。去年の平成30年度におきましては23世帯ございました。

○議長（宮本昭一君） 4番、稲留光晴君。

○4番（稲留光晴君） やはり限度額上昇ということで上がるわけです。今申し上げたとおり。減額によるこの2割軽減、5割軽減の世帯というのは、いかがなんでしょうか。

○議長（宮本昭一君） 税務課長。

○税務課長（本高秀俊君） これも今算定途中ですので、概算の大まかな数字でお答えさせていただきたいと思います。

今回改正がありません7割軽減につきましては1,040世帯ほど。5割軽減につきましては400世帯。2割軽減につきましては230世帯ほどの世帯数となっております。

○議長（宮本昭一君） 4番、稲留光晴君。

○4番（稲留光晴君） 対比をしてどうなんでしょうか。軽減数は増えているんですか。

○議長（宮本昭一君） 税務課長。

○税務課長（本高秀俊君） 先ほども申しましたように、その年度で色々な異動がありますので、実際比較しますと7割軽減につきましては昨年度が1,112世帯、今回が1,042世帯ですので少なくなっているということです。5割軽減につきましては昨年度が378世帯、今回が400世帯ということで、若干増えているところですが。2割軽減につきましては248世帯、令和元年度が230世帯ですので、これも若干少なくなっているという状況です。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第20号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第1号）

○議長（宮本昭一君） 日程第9、議案第20号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,446万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億5,185万4,000円にするものでございます。

歳出の主なものは、農業用施設整備工事、し尿メタン発酵処理事業化可能性調査業務委託及び消防団員退団慰労金補助金などでございます。

歳入は、地方譲与税、県支出金、諸収入の増が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（佐藤一郎君） それでは、御説明いたします。

はじめに歳出の主なものについて御説明いたしますので、補正予算書の7ページをお願いいたします。

款2総務費、目10企画費、節19負担金、補助及び交付金350万円のうち、空き家リフォーム促進事業補助金は、これまでの実績と今後の見込みにより200万円増額するものでございます。また、大崎町東京オリンピック事前合宿誘致委員会負担金は、台湾陸上協会の中長距離選手の事前合宿を今後受け入れるための負担

金150万円でございます。

目14 地方創生費357万7,000円の増は、地域おこし企業人プログラムの事業展開に伴う新たな地域おこし研究員に係る費用でございます。

款4 衛生費、目1 し尿塵芥処理費996万7,000円の増は、昨年に引き続き実施いたします、し尿等メタン発酵処理事業化可能性調査に係る費用でございますが、補助金の交付決定に伴うものでございます。

款5 農林水産業費、目11 土地改良事業費1,309万6,000円の増は、農業基盤整備促進事業で実施する中沖地区の農道整備と、農業農村活性化推進施設棟整備事業で実施する持留川井せきの転倒ゲートに係るものでございますが、いずれも補助金交付決定に伴うものでございます。

項2 林業費、目1 林業振興費475万8,000円の増のうち、節11 需用費と節12 役務費、次の8ページをお願いいたします。節14 使用料及び賃借料につきましては、里山林総合対策事業の実施に伴うものでございます。

また、節13 委託料170万5,000円の林地台帳管理システム整備事業等に係る委託料と、節25 積立金104万3,000円の森林環境譲与税基金積立金は、森林環境譲与税が創設されたことに伴うものでございます。

款6 商工費、目2 商工業振興費、節19 負担金、補助及び交付金52万円は、全国町村会主催で2年に1度開催されます、町イチ！村イチ！啓発事業に係る補助金でございますが、県町村会からの助成を受けて実施するものでございます。

款8 消防費、目2 非常備消防費、節19 負担金、補助及び交付金633万2,000円は、団員の退団に伴う消防団員退団慰労金補助金でございます。

款9 教育費、目2 公民館費、節11 需用費232万8,000円は、中沖地区公民館のホール空調機修繕が主なものでございます。

以上で歳出を終わります。次に歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。款2 地方譲与税、目1 森林環境譲与税274万8,000円は、森林環境譲与税の創設に伴うもので県から示された額でございます。

款13 分担金及び負担金、目1 農林水産業費分担金180万円は、農業農村活性化推進施設等整備事業に係る分担金でございます。

款15 国庫支出金と款16 県支出金は、歳出で申しあげました各事業に係る補助金の見込み及び決定に伴う増でございます。

款20 繰越金、目1 繰越金2,270万円は、財源の調整によるものでございます。

款21 諸収入、目1 雑入は、歳出で説明申しあげましたし尿等メタン発酵処理事

業化可能性調査に対する補助金であります、脱炭素型地域づくりモデル形成事業補助金 996万5,000円が主なもので交付決定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。4番、稲留光晴君。

○4番（稲留光晴君） 予算書の7ページの衛生費のし尿メタン等の調査事業委託料900万円ということで、平成30年度の一般会計補正予算（第6号）で委託料を250万円減額しているわけですね。事業化を進める前提ということで、試験の途中であり進捗状況等をその時は聞いたわけですが、250万円減額して今回900万円委託増えているということで、この差額が確定したということでこの金額と理解していいんですか。

○議長（宮本昭一君） 住民環境課長。

○住民環境課長（小野厚生君） ただいまの質問でございますが、昨年の減額につきましては昨年御説明いたしました、メタン発酵の途中で機器の故障等がございまして、その期間につきまして事業ができなかったということでございまして、それが減額となっております。今回の補正につきましては、新しく補正をお願いしまして2年間で実施する予定でございましたので、今回事業名等が変わりましたので補助金の決定もございまして、今回お願いするものでございます。

以上です。

○議長（宮本昭一君） 4番、稲留光晴君。

○4番（稲留光晴君） 事業名が今変わったとおっしゃいましたよね。事業名が変わるんですか。

○議長（宮本昭一君） 住民環境課長。

○住民環境課長（小野厚生君） ただいまの質問でございますが、去年は地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業という名前で実施しておったんですが、今年は脱炭素型地域づくりモデル形成事業というふうに事業名が変わっておりまして、その事業のほうに切り替わったものですから補正でまたお願いすることになっております。

以上でございます。

○議長（宮本昭一君） 4番、稲留光晴君。

○4番（稲留光晴君） 今回の補正の900万円も平成30年度一般会計補正予算（第6号）の中身、補正予算書も、し尿等メタン発酵処理事業化可能性調査事業委託料と名前は変わってないんですよね。これで補正組んでいるわけでしょ。

○議長（宮本昭一君） 住民環境課長。

○住民環境課長（小野厚生君） すみません。支出は変わりませんが、補助対象の国の

名前が変わっておりまして、昨年は地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業という名前で国に要望しておりまして、歳出は今までと変わらないんですが、今年が脱炭素型地域づくりモデル形成事業というふうに国の事業名が変わっておりまして、その関係で今回補正をお願いしているところございまして、歳出の名前としましては変わっておりません。

以上でございます。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑ありませんか。8番、中山美幸君。

○8番（中山美幸君） ただいま同僚議員が質問しておりますが、脱炭素型地域づくりモデル形成事業、これ今回後々議論がなされて総務厚生常任委員会に付託かなと思われるんですが、それを審議する上で私は必要かなと思いますんで、脱炭素型地域づくりモデル形成事業補助金、これの交付要綱の提出を求めます。

以上です。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑ありませんか。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 再開します。

ただいま、資料を求めるということで意見がありましたが、求めるということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 異議なしと認めます。

異議はございませんので、資料の提出を求めることにします。

ほかにございませんか。7番、吉原信雄君。

○7番（吉原信雄君） 7ページの歳出の中の、大崎町東京オリンピック台湾の方が来られるということですが、何名ほど来られて、いつぐらいに来られるかということの説明を求めます。

○議長（宮本昭一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（上橋孝幸君） お答えをしたいと思います。

まず6月21日～24日にかけて、台湾陸上協会の方々がまず視察に来られます。その期間中、できればオリンピック・パラリンピックの事前合宿に関する協定を締結できればというふうに考えているところで、なお今年度に係る事前合宿の予定としましては、8月に20名程度受け入れるということと予定をしているとこ

ろでございます。

以上です。

○議長（宮本昭一君） 7番、吉原信雄君。

○7番（吉原信雄君） そこで宿泊先はどこらに決まっているんですかね。

○議長（宮本昭一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（上橋孝幸君） 宿泊施設についての御質問でございました。

実は、今年3月にも台湾陸協の方々が視察に来られております。その中で、トレーニングセンターを見たりとか、あるいは宿泊施設を見られております。その中で、現在のところはホテルオオサキのほうを宿泊するというふうに計画がされているようでございます。

以上です。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第10 議案第21号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本昭一君） 日程第10、議案第21号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,699万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億9,035万5,000円とするものでございます。補正の主なものは、平成30年度の介護給付費、国庫負担金等の精算に伴います補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、御説明いたします。

補正予算書の6ページ7ページを御覧ください。はじめに、7ページの歳出から御説明いたします。

款6 諸支出金、目2 償還金、節23 償還金、利子及び割引料2,699万5,000

0円の増は、平成30年度分の介護給付費確定によります精算に伴う介護給付費負担金や、地域支援事業交付金等の国及び県からの超過交付分を返還するものでございます。

次に6ページの歳入を御説明いたします。

款5県支出金、目1地域支援事業交付金9万4,000円は、平成30年度分の地域支援事業県交付金確定に伴い追加交付されますことから増額補正するものでございます。

款7繰越金、目1繰越金2,690万1,000円の増は、平成30年度分の介護給付費等の確定に伴って生じた償還金の財源として補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第11 議案第22号 大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第11、議案第22号「大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、本条例に定めております基金の運用から生ずる収益を基金に繰り入れたことにより、本条例第2条の基金の額1,662万8,435円を、1,664万6,642円に改めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。4番、稲留光晴君。

○4番（稲留光晴君） 例月出納検査報告書、5月14日付でこの報告書をいただいておりますが、その中で基金の平成31年4月30日現在で、5月13日で監査を行っている中で、この肉用牛事業基金が1,555万6,927円ということと、今条例のこの数字ですね、ちょっと整合性を説明してください。

○議長（宮本昭一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（中村富士夫君） 残高の1,555万6,927円に、あと平成30年度末のまだ貸付の残高がございまして、それが108万9,715円ございます。これを合計しますと年度末残高の1,664万6,642円ということになります。以上でございます。

○議長（宮本昭一君） 4番、稲留光晴君。

○4番（稲留光晴君） 今貸付分を足してこの金額ということで理解したんですが、貸付の分はもう戻ってきたんですか。

○議長（宮本昭一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（中村富士夫君） 先ほど申しました108万9,715円につきましては、まだ現在貸付高ということで返ってきておりません。以上でございます。

○議長（宮本昭一君） 4番、稲留光晴君。

○4番（稲留光晴君） 監査のやり方ちゅうんですが、現金としますと、この改めるといのはお金貸したのに返ってきてないわけですよ。それ私理解ができないんだけど。

○議長（宮本昭一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（中村富士夫君） 基金の残高といたしまして、実際的には返ってきたという相対の数字ということで、基金の残高ということでここにお示しをしております。

○議長（宮本昭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第 2 2 号「大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 2 2 号「大崎町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 2 3 号 大崎町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第 1 2、議案第 2 3 号「大崎町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

森林経営管理法が成立し平成 3 1 年 4 月 1 日に施行され、新たな森林管理システムによる森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 3 1 年度税制改正において森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、大崎町森林環境譲与税基金条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○農林振興課長（中村富士夫君） それでは、今回お願いいたします大崎町森林環境譲与税基金条例について御説明申し上げます。

今年 3 月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、平成 3 1 年 4 月から森林環境譲与税が譲与されることとなっております。法令で定められた一事業を確実に執行し、その実績を分かりやすく公表する体制を構築することが必要であることから、新たに基金条例を設置するものでございます。

譲与税の使途につきましては、間伐や路網の整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされております。

それでは議案書に基づきまして、御説明いたします。議案書のほうをお願いいたします。

第 1 条は、基金の使途及び関連法に基づく設置規定を。第 2 条では、基金として積み立てる予算について。第 3 条は、その管理について。第 4 条は、基金の運用か

ら生じる益金の処理について。第5条は、基金の運用処分について規定しております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。8番、中山美幸君。

○8番（中山美幸君） ちょっとお伺いしますが、今県のほうで森林環境税集めておりますが、その交付要綱の中で本町に譲与される、渡されると言いましょうか、助成される森林環境税全体額の何%ぐらいを予想されているのか、また本町でこの森林環境税を使ったどのような事業を検討されているのか、お伺いたします。

○議長（宮本昭一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（中村富士夫君） 森林環境譲与税につきましては、国の予算が約200億円ということで、県の予算のところについては、私のほう実数把握しておりませんが、町の予算といたしましては私有林人口面積が、町が1,675平方メートルということで、これにつきましては森林資源現況調査、林野庁が示している数字でございます。それに基づいて補正率を掛けまして、それから林業就業人口、そして大崎町の人口ということで、この人口と林業就業者人口につきましては、平成27年の国勢調査ということでございます。

大崎町につきましては、令和元年から令和3年まで、3年間につきましては274万8,000円、それからその後また令和4年、令和5年につきましては412万2,000円、令和6年につきましても412万2,000円ということで、その後も一応数字としては示してはありますけれども、徐々に増えていくということで、これに対しましては国からくる10割分の9対1ということで、地方に配布するというようなことになっております。

それから大崎町の使途についてということですが、令和元年度につきましては、予算でお願いしております林地台帳管理システム、それから林地情報管理システムの更新ということでお願いをしております。

それから令和2年度から令和3年、令和4年につきましては、林道の維持管理、林道伐採委託料、それから林道のそれに伴います機械借上料、それに伴いまして排水口の土砂上げとか枝葉の除去というようなことで、森林経営計画がございましたけれども、それに基づいて住民へのアンケートとかそういうものをもって、予算の範囲内でできることからやっていくということで考えております。

当然使途につきましては、他に色々と人材育成とかそういったものもあるんです

けれども、これにつきましては今後検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本昭一君） 8番、中山美幸君。

○8番（中山美幸君） 大方は理解できましたが、その用途について県の森林環境税等々もいろんな人材育成、そういったものにも使用されているようでございますので、本町におきましてもそういったものについても検討されるように要望申し上げておきます。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

**日程第13 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、
複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係
る意見書採択の要請について**

○議長（宮本昭一君） 日程第13、陳情第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について」を議題といたします。陳情第1号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので報告いたします。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午前11時09分

第 2 号

6 月 1 2 日 (水)

令和元年第2回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和元年6月12日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（5番，6番）
日程第2 一般質問
日程第3 議案第24号 小型動力ポンプ付積載車の購入契約の締結について
日程第4 議案第25号 大崎町本庁舎耐震補強工事請負契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一	7番 吉 原 信 雄
2番 富 重 幸 博	8番 中 山 美 幸
3番 児 玉 孝 徳	9番 上 原 正 一
4番 稲 留 光 晴	10番 小 野 光 夫
5番 神 崎 文 男	11番 諸 木 悦 朗
6番 中 倉 広 文	12番 宮 本 昭 一

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長 中 村 富士夫
副 町 長 千 歳 史 郎	耕地課長 福 永 敏 郎
教 育 長 藤 井 光 興	建設課長 時 見 和 久
会計管理者 東 正 隆	農委事務局長 川 畑 定 浩
総務課長 佐 藤 一 郎	水道課長 高 田 利 郎
企画調整課長 上 橋 孝 幸	教委管理課長 川 添 俊 一 郎
住民環境課長 小 野 厚 生	社会教育課長 今 吉 孝 志
保健福祉課長 相 星 永 悟	税務課長 本 高 秀 俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 下 村 俊 郎
次長兼調査係長 宮 本 修 一

次長兼議事係長	垣 内 吉 郎
庶務係主幹	西 　　ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、神崎文男君、及び6番、中倉広文君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（宮本昭一君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順に許可いたします。2番、富重幸博君の質問を許可します。

○2番（富重幸博君） 私は、先の通告に基づいて、最初に、少子高齢化社会におけるわが町の課題と方向について質問し、続いて、企業誘致について質問してまいります。

わが大崎町では、2015年時点での人口1万3,241人が、30年後は6,872人になり、高齢化率45.8%、人口減少率48.1%になるという将来予測が、国の研究機関から発表されております。町を支えるのは人であり、健全な町の経営にとっても、住民福祉の維持を図るためにも、一定の居住人口の維持と適正な人口構成は必要不可欠なものと考えます。

県が実施した農業法人実態調査の結果によると、法人の8割が収穫期を中心に、労働力不足を感じているということが新聞記事に掲載されたところであります。

このように、少子高齢化やAIの登場、外国人労働者大量受け入れなど、令和の時代の社会構造は、我々が今まで昭和、平成の時代を通じて経験し培ってきた解決手法では、なかなか難しい時代に入ってきたと痛切に感じさせられます。我が町は、これから毎年人口減少が続き、否応なく一定の規模縮小を余儀なくされていくこととなります。

そこで、人口減少が進む中で、我が町の課題と進むべき方向、主要施策について、町長としてどのような認識をお持ちかをお尋ねして、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

これまで、本町は過疎自治体として、人口減少対策を主たる課題と掲げ、移住・定住施策や企業誘致の推進により人口減少対策を講じてまいりました。しかしながら、日本全体が人口減少という課題に直面し、従来の施策だけでは根本的な課題解

決は難しい状況となる中で、本町を含む過疎自治体は一層厳しい状況に置かれていると認識しております。

そのような状況の中で、本町が持続可能な自治体であり続けるためには、人口減少対策に加え、本町が抱える構造的な課題解決に向けた複合的な視点による施策の設計と迅速な実行が必要との認識を持っており、その考えを、本町の地方創生の指針である大崎町総合戦略に盛り込んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 将来人口推計の数値を、隣接する志布志市と比較しますと、人口減少率が35.1%と、我が町より13ポイント低くなっております。また、高齢化率は41.7%で、同じく大崎町より4.1ポイント低くなっております。東串良町も、人口減少率36.5%、高齢化率39.7%と想定されていることから、町長として、この違いをどのように認識しておられますか。

○町長（東 靖弘君） 周辺市町との人口減少率の相違についてお答えをいたします。

大隅地域において、比較的人口減少率が低い鹿屋市、志布志市については就職等による人口の流入、東串良町については分譲施策に係る住宅の購入に伴う流入が人口減少率を引き留めているととらえております。本町においては、住宅取得補助事業において、転入者への加算金を増額するなど転入者確保に向けた制度は講じており、その成果として、14歳未満と35歳から44歳までの人口は、推計人口に対し上回るなど、住宅の購入による人口減少の抑制は図られつつありますが、15歳から29歳までの就職に伴う人口流出を抑制できておらず、このことが人口減少率に大きな影響を与えているととらえております。

このようなことから、本町としては、地元事業所の情報提供の場である合同企業説明会の開催や賃貸住宅の家賃補助を行い、若い世代の地域内への就業者を増加させることで人口減少の抑制を行っており、今後もこれらの取組を継続・充実させ、人口減少率の抑制に努めることとしております。

○2番（富重幸博君） ただいま、町長の認識と施策をお示しいただいたところでございます。少子高齢社会に向けて、これから様々な課題がまだまだいろいろ生じてくると思われます。これらの解決に向けては、行政、議会を含む住民全体が等しく課題を共有しながら、全体の知恵と総意を集めて、真剣に未来の我が町の有り様を模索する必要があります。町長としても、未来の設計図を示し、町総合計画、過疎地域自立促進計画等を通じて、中長期にわたる戦略的な目標を示しながら、短期的にも実効性のある計画を、先ほどお示しいただいたような計画をどんどん進めていただきますよう要望し、次の質問に入ります。

さて、国の機関による、2045年の6,872人という人口は、現在の南大隅

町より670人ほど少ない規模となり、高齢化率については同じという予測であります。我が町の人口減少は、すなわち就労人口の減を意味し、直接、町の税収減につながり、町財政基盤に影響を及ぼすだけでなく、各種インフラの維持、水道・下水道にも大きな負担が想定されます。また、3年後の2022年には団塊世代が後期高齢者の仲間入りを始めますので、社会保障費、とりわけ国保税などの値上げも懸念されます。これらのことについて、どのようにお考えかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 本町の人口減少における各種インフラの維持と社会保障費などの値上げについてでございます。

最初に、水道事業会計でございますが、本町の水道普及率は99.7%に達しており、給水人口は平成30年度で1万3,140人でございます。大崎町給水人口のピークは、昭和57年の1万6,998人でございますが、比較いたしますと、3,858人の減で77.3%となっております。水道は、住民生活に欠かすことのできない重要なライフラインであるため、水源地・配水池施設及び老朽管の更新や耐震化を図るとともに、水道施設の維持管理に必要な技術の継承及び漏水等による無収水量の縮減に努め、安定的な経営に取り組んでまいります。

次に、公共下水道事業特別会計でございますが、公共下水道は、快適で豊かな生活環境を確保するための施設であり、河川等の公共用水域の水質を保全していく上で重要な役割を担っております。しかしながら、近年は、少子高齢化に伴う人口減少や、地域社会の構造変化など、下水道を取り巻く環境は大きく変化しているため、持続可能な下水道事業経営を行っていく必要があります。町内の公共下水道と合併浄化槽を合わせた汚水処理施設の整備状況は、平成30年度末で69%となっております。また、施設整備から15年以上経過した施設の更新が必要となってきており、中期的計画に沿った財政計画が必要となってきております。このような状況を踏まえ、本年度は公共下水道施設の維持管理や使用料の在り方について検討し、財政の健全化に努めながら、処理施設の更新を図ってまいります。

社会保障費の値上げにつきましては、年金や雇用保険など、国において決められるものや、国保税や介護保険料など、市町村で決めるものがあります。当然、給付が増加すれば負担も増加することは否めないことと考えております。この増加のスピードを少しでも遅らせるために、集団検診による疾病の早期発見や介護予防施策のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 今、お答えいただいたところでございますが、総体的に考えますと、やはり負担増が待ち構えているのではないかと思います。人口減、それから勤労世帯の減少による税収減、必ずこれに直面してまいります。

国においても、財政力が、人口は総体的に落ちていくわけですので、支援の在り方もだんだん縮小していく部分があるかと思えます。

今現在、我が町ではふるさと納税制度を活用していろんな激変緩和をされている部分があると思いますが、ふるさと納税を活用した基金の創設をして、これら水道料、保険税、こういうものの大幅な増加を抑制していく、そのようなことは考えられないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 町の保有する公共施設を適正に維持管理するための財源として、ふるさと納税を活用し、基金を創設することについての御質問ですが、まず、ふるさと納税につきましては、全国の多くの皆様から本町への御支援をいただき、大変感謝しているところでございます。このふるさと納税として御寄附いただいた財源につきましては、大崎町ふるさと応援基金を既に設置しておりまして、環境や教育、スポーツ、観光など、基金条例に定めのある施策に活用させていただいているところでございますが、今後もその趣旨に沿った形で財源を活用してまいりたいと考えております。

したがいまして、この基金条例の第7条に定めのある各種施策に関連する事業としての施設整備に財源を充当することは可能ではないかと考えております。

また、町有施設の整備事業の財源に充てるための基金としての大崎町施設整備基金や財政調整基金などの基金を設置しておりますので、そういった基金等を有効的に活用するなど、必要な財源の確保に努めてまいりたいと思えます。

そのほかに、ただいまの御質問の中で、どうしても社会保障費、水道料が上がってくるという御質問でありました。水道料値上げに対する対策、あるいは保険税等の値上げに対する対策を、ふるさと納税の財源に対して確保すべきではないかという御提案でありましたが、ただいまお答えいたしましたように、ふるさと納税は、やはり現在の段階では教育の振興とか、あるいは環境とか、いわゆる教育上のソフト的な、子育てのソフト的なものに充てているということでございますので、今後いろんな形で財源を必要としてくるということがありますから、やはりそのことは頭に入れながら財政調整積立基金を積み増していくということは考えていきたいと思っております。

○2番（富重幸博君） 今、お答えいただいたところでございますが、町民の負担をあまり大きくならない方向でですね、いろんな知恵を絞っていただければと思います。

あとですね、公共施設を含む各種インフラ施設の存続、維持管理面について、町長としてどのような方向性を考えておられますか。お尋ねします。

○町長（東 靖弘君） 町の保有する公共施設は相当数ございますが、御質問の中にあ

りましたように、今後、人口が減少していくことが見込まれる中で、現在保有しているすべての施設を維持管理していくためには、大きな財源が必要となってまいります。したがって、道路や橋梁、上下水道、用排水路等の日常生活に欠かせない施設については、計画的な維持改修計画や長寿命化、代替施設の整備などが必要になってくると考えておりますが、それ以外の施設につきましては、利用頻度や利用内容、投資対効果、地域的な問題など、総合的な見地から検証を重ねていき、長期的には統廃合も視野に入れた計画が必要になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 町民全体の合意形成のもとに、ある程度のインフラの見直しが必要になってくると私も思います。

そこで、3番目の質問でございますが、本町は、農林水産業を基幹産業としておりますが、これら第1次産業就業者数は、国勢調査ごとに減り続け、平成27年現在、1,838人となっております、とりわけ2015年農林業センサスを見ると、全体で1,640人、うち、60歳以上が約7割の1,154人となっております。

政府においては、女性の社会進出と外国人労働者の受け入れに活路を見出そうとしておりますが、今後、従来の技能実習生と異なり、特定技能保有者としてやって来る外国人は、同じ業種であれば事業所を自由に選べるということですから、現在、外国人の技能実習生に支えられてきた地方の農業経営、法人経営を特に指しますが、さらに厳しくなってくることが想定されます。これから10年後以降は、現在の3割以下の農業就業人口で農地を維持管理しながら農業経営をしていくということになります。このような状況を踏まえ、基幹産業である農業を力強いものに育てていくには、しっかりと現状と未来を見据えた戦略的な取組が必要と考えます。これに対する町長としての考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 基幹産業としての農林水産業は、外国人技能実習生に支えられてきているが、どのような認識を持っているかという御質問でございます。

本町の農業就業人口は2015年の農林業センサスの統計で1,640人ですが、そのうちの70%が60歳以上、43%が70歳以上となっており、農家の高齢化が進み、後継者不足や労働力不足など課題が多く、法人農家等でも労働力不足が問題となってきております。

出入国管理法改正案が可決し、本年4月から施行されておりますが、農業は特定技能1号14業種の中に含まれ、日本語で日常会話ができ、業種ごとに定めた一定の技能を満たしていると認められれば、最長5年間働きながら滞在できるようになりますが、現在、本町に住民登録されております外国人は、男性が41人、女性が

241人、総数で282人でございます。

また、本町の農業法人は、現在32法人でございますが、このうち7つの法人で70名の外国人実習生が就労し、ほかにも企業等で多くの外国人が就業している状況でございますので、本町の農業等の労働力不足を補い、本町の農業振興等の支えになっていることは確かなことでございます。農業法人によっては、農大卒業生を雇用するなど成年就農生の育成等に努めていただいております。しかしながら、今後ますます進む高齢化や人口減少により、労働者が不足することは避けられない状況でございますので、今後も新規就農者や後継者の育成を図るとともに、外国人労働者の受け入れにつきましては、互いの文化を理解し合いながら外国人労働者が住みやすい地域づくりを進めて、本町の農林水産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 確かに、今からどんどん減っていきますので、十分そういう担い手農家、生産法人等の声を聞きながらですね適切な対応を取っていただきたいと思っております。

さて、人口減少でパイが小さくなることにより、農畜産物の価格競争は年々厳しくなってくるのが想定されます。低コストで高品質の生産を続けていくためにも、農業の構造改革として農業生産基盤の強化は急ぐ必要があります。町長としての考えをお示しく下さい。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問で、非常にパイが小さくなる、人口減少で農業者が非常に少なくなってくる中で、本町の農業について、低コストで高品質な農業を展開するためのその方策といたしましょうか、そういう御質問であったととらえております。

現在、農地中間管理機構等による整備事業も進めていることでありますけれども、人口が非常に多い中で本町の農林水産業は今まで発展してきている、その中で急速に人口減少が進んで、先ほど説明をいたしましたように、また、質問されましたように、農業者が非常に少なくなっている。その中で、どういうふう到现在の農地を維持して生産性を高めて、効率的な農業を推進していくのかということが大きな課題になってきております。今言われている中で、必要なのはやはり基盤整備をやって面積を大きくしていくこと、そしてまた、現在、国が進めておりますAIによる農業推進とか、そういったものの方向性にも進んでいる状況にもありますので、私の考えの中ではやはり生産基盤を整備しながら、そしてまた、そういった導入できるものを導入していきながら、少数の人数でも農業生産性を高めて、国の食糧供給自給率を高めることができるようなまちをつくっていきたいという、そ

ういう農業を目指していきたいと考えております。

十分な答弁でないかもしれませんが、ちょっと聞き漏らした点があると思いますので、そこは御了承ください。

○2番（富重幸博君） そのような方向で、基盤の強化は大変大事であります。

もう1つですね、小さくなる国内購買力、先ほどパイが小さくなると申し上げましたが、生産基盤の強化を含めて、農畜産物等の生産を、一部ですが、輸出産業として位置づけ、後継者及び担い手育成を図っていくことも重要かと思えます。このような取組については、どのようにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 現在、TPP等によりまして特定の部分が、非常に輸入が促進されている状況でございますが、富重議員さんも御存じのように、本町の基幹産業は畜産でありますので、現在、和牛の高品質の部分の輸出がどんどん進んでいること、またお茶の輸出が進んでいることが上げられます。その他、あると思えますが、そういった輸出が進む中で、畜産の振興が図られていると、そういった状況であるかなと思えます。加えて、国内においても、外国産が相当入ってくるという状況がありますので、そういった中で畜産に例えれば、安い牛肉については国内に大量に入ってきて大量店で使われているというそういった状況が、今出てきているという状況にあります。

他の農産物等についても、非常に天候の不良等で農産物の出来が悪かったときには外国産が大量に入ってくるような、そういったことが自由に今なされているという状況であります。やはり我々としては、高品質の農産物を供給できるような体制をつくっていくと。そのためにどうするという、今現在も取り組んでおりますけれども、やはりそういったことを十分勉強しながら、生産基盤の整備、生産性の向上というものに取り組んでいく必要があるかなと思っております。

○2番（富重幸博君） 是非ですね輸出産業として、町民の皆さん方が元気が出るような農業の基盤を固めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。全国的に、今まで以上に人手不足が顕在化し、都市部での高賃金を求めて外国人労働者の流動化が加速したとき、我が町の農業を含む第1次産業にとっても厳しい未来がすぐそこに迫っており、これに対応していくための私たちの時間も限られてきておりますが、我が町の労働力確保という部分についてのお考えを質問いたします。

○町長（東 靖弘君） 平成26年に、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定をされ、この中で東京一極集中の是正に取り組むこととされて以来、国と地方自治体が一体となって東京への人口流入の抑制のため、様々な施策が実施されてきました。

本町においても、若者の地元就業促進、子育て環境の改善など複数の政策を連携させた移住・定住促進策を推進することで人口流出の抑制を図ってまいりました。第1期総合戦略の期間の最終年度となる今年度は、国においても効果検証が行われましたが、依然として東京一極集中は是正されておらず、その要因として、若者のキャリア志向の高まり、東京圏へのあこがれ、賃金を含む雇用環境の違いなどが挙げられております。

本町においても、第1期において、地元事業所の業務内容や雇用に関する情報の発信を目的に、合同企業説明会の開催や起業情報ハンドブックの作成・配布などの取組を進めてまいりましたが、地元事業所等の労働力確保に苦慮する状況に改善の兆しが見えなことから、今後はこれまでの取組に加え、研究機関と連携して労働力確保に向けた新たな取組を進めてまいりたいと考えております。

○2番（富重幸博君） 今からですね2015年から2030年にかけて、労働生産年齢人口ですね、853万人減るという統計が出ております。是非、今のお答えいただきました中身を十分また詰めて、効果的な施策をしていただきたいと思っております。

人口減少問題が引き起こす様々な課題については、私たちの世代で時間軸を見据えてハード面・ソフト面を含めて、未来に引き継ぐ青写真をしっかりと政策として描いて、着実に実践していく必要があると思っております。インフラが崩壊していく町に、若者たちが帰ってくる保証はありません。町長におかれましては、このようなことを念頭に、未来に続くまちづくりをしっかりと丁寧に推進されますよう提言し、この質問を終わります。

次に、通告の2番目、大崎町における企業誘致の現状と今後の方策について質問いたします。

我が町の将来を見据えたときに、人口規模というのが大変問題になってまいりますが、そこで、これまでのですね企業誘致に関する実績と今後の方策、予算、誘致活動、役場の係職員体制等についての考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 企業誘致の実績について、過去10年間、町との間で立地協定等を締結させていただいたもののみ御説明をさせていただきます。

平成20年以降の立地協定件数は9件、雇用協定が1件の計10件で、このうち、新たに本町に進出した企業、事業所については4件となっております。なお、企業誘致活動については、鹿児島県と市町村で構成する県企業誘致推進協議会や、鹿児島県内に進出した企業で構成する鹿児島起業家交流協会の活動を通じ、企業との面談や現地説明などを行っており、予算としましては、この協議会の負担金15万6,000円を支出し、企画調整課職員3人が兼務で対応しております。

今後も引き続き、県企業誘致推進協議会等を通じた誘致活動を行うとともに、独

自のネットワークも活用しながら情報収集や働きかけを行うこととしております。
以上でございます。

○2番（富重幸博君）　ただいま御説明いただいたところでございますが、企業誘致のような特殊な案件については、町長が直接関与し、リーダーシップを発揮されるのは当然として、関係課職員等の取組についても、誘致企業の掘り起こしやコンタクト、情報収集など、活動の充実化を図る必要があると思っておりますが、町長としてはどのようにお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君）　これまでの企業誘致、ただいま10年間のことを報告させていただきました。もちろん、企業誘致については主に企画調整課の職員等と連携しながら取り組んでいる状況であります。やはり、雇用の改善とか、あるいは町の税収の確保とか、あるいは町のにぎわいとか活力とかそういった面でも、企業があるということは大変必要なことであると思いますので、今後も努力してまいりたいと思っております。

また、これまでも、説明いたしましたのは10件でございますけれども、現在動いているものとか、あるいはスポーツ関係でホテルの整備とか、そういったものも一生懸命、関東大崎会とか近畿大崎会とかそういった中で職員とともに取り組んできて、会社等の企業というわけではないですけれども、サービス業の面でそういう相談をしながら進出していただいているということも今まで取り組んできておりますので、そのことも御理解いただければと思います。

○2番（富重幸博君）　ただいま説明のあったところでございますが、企業誘致に関しては、積極的に今後とも進めていただくよう要望申し上げます。

次に、高校卒業生等の地元就職促進策についてでございますが、今後10年程度は、毎年おおむね100人程度の高校卒業生が進学、就職等で新たな道を求めていくこととなります。近辺の志布志高校、尚志館高校、串良商業高校を訪問して、本年3月卒業生の進路状況や近年の傾向等についてお聞きいたしました。

志布志高校は普通科のみで、就職はわずか1名。串良商業高校については、就職内定率99.7%、卒業生は82人で、就職については、未定者1人を含む43人のうち、約6割の25人が県内就職者で、県外は9人ということでありました。尚志館高校については、卒業生212人のうち、就職は約3割の67人、うち公務員関係17名を除くと、民間企業就職者は50名で、内訳としては県内38名、県外では12名というものでした。これから推測しますに、2割程度が県内に就職し、これを本町に限定すると1割前後かなと思います。

そこで、町長としては、これら卒業生の地元就職という面については、どのように考えておられるかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 本町におきましては、平成27年度から、主に高校生を対象とした合同企業説明会を開催をしております。さらに、平成29年度からは、中学生を対象とした企業ガイドブックを作成し、配布するなどの取組を進めておりますが、超売り手市場と呼ばれる昨今の状況は非常に厳しく、合同企業説明会の参加者数が少ない状況にありますことから、今年度は若者の視点によるニーズの把握や分析をもとに、必要な事業を構築するため鹿児島大学と連携し、就職を控えた若者や雇用意欲のある事業所に対するヒアリングを実施するとともに、その調査結果に基づく新たな事業構築を目指すこととしております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） そのような施策をですねどんどん推進していただきたいと思いますが、特に大学生、専門学校生になると、人手不足を反映し、内定時期が早まったりいろいろするようです。今お話しされました施策をですね実施をしていただきながらですね、実際に県外に就職してしますと、地元回帰は難しくなってくるので、定住促進策としてもですねさらなる充実策を含めて検討されるよう要望し、次の質問に入ります。

大崎町においては、現在、まち・ひと・しごと発見ガイドブックをつくり、中学生に企業ガイダンスを実施しているということでございます。志布志市においても、高校1年生に地元企業説明会を開催しているようですが、本町の場合、この企業ガイダンスの効果と今後の参加企業等について、町長としてどのようにお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 先ほどの答弁と重複するところがございますが、平成27年度から実施しております合同企業説明会には、これまで4年間で延べ44社の企業が参加し、高校生等が66人参加しております。

効果といたしましては、実際に合同企業説明会に参加し、就職につながった方が4人と、大きな成果が得られておりませんが、今後も若者に対する情報発信の場として開催を継続するとともに、多くの情報をお伝えできるよう、現在の参加企業を中心に、より多くの企業に参加していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 是非ですね、その取組を強化していただきたいと思いますが、先ほどのまち・ひと・しごと発見ガイドブックでございますが、新たな参加企業の掲載計画について、現時点でどうなっておりますか。前と同じか、増やしていくか、お尋ねします。

○町長（東 靖弘君） 合同企業説明会の参加企業につきましては、できるだけ多くの

企業、事業所に参加していただけるよう、毎年度、商工会等の御協力を得ながら募集を行っております。

今後も引き続き、より多くの企業、事業所に参加していただけるよう、商工会等の御協力を賜りながら募集を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 今、状況についてお話しいただいたところでございますが、私はですね大変よい冊子をつくっていただいたなと思っております。今後とも、ガイダンス掲載企業が増えるよう願っております。また、2020年卒の求人倍率、今のところ6.21倍と聞いております。昨今の人手不足は、相当の期間続くことが想定されますことから、ガイダンス作成に当たって、働きやすさのアピール、育児休業取得率や週休二日、年休消化や社員寮など福利厚生面も、紙面で御検討いただくよう提案申し上げ、次の質問に入ります。

企業誘致に至るまでのチャンネルとして、関東大崎会、あるいは近畿大崎町会等が上げられるかと思えます。しかしながら、実態としては、交流会という側面が大きく、企業誘致としての活用となると、現実的には厳しいのかなと思えます。そこで、別途考えられる企業誘致チャンネルとして、鹿児島県の機関、例えば東京事務所などの活用は考えられないか。また、県の振興局管内で各市町、協力して企業ガイダンスや誘致活動を行うような話し合い、協議の場などはないのかお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） これまで、関東大崎会、近畿大崎町会から、鹿児島県に進出を希望している企業の情報をいただいた場合は、本町の情報提供や企業との面談、現地説明会を行っており、実際に立地に至った企業もでございます。

また、鹿児島県の東京事務所や大阪事務所が把握した進出希望の企業情報については、鹿児島県庁の担当課に情報が寄せられ、企業の現地訪問等の際は本町の対応しております。今後も、これらの組織と連携し、起業情報の把握と本町の情報発信など企業誘致活動を行ってまいります。

また、大隅管内合同説明会の開催につきましては、これまでも大隅4市5町の首長が参加する大隅地域行政懇話会の中で、大隅管内自治体が合同で説明会を開催してはどうかという意見があったことがございますが、現時点においては、大隅4市5町すべての自治体が企業説明会を開催している状況ではなく、また、参加企業においても企業が多くなることによるメリット・デメリットが把握できておりません。今後、大隅管内の市町や参加企業、参加者のニーズを踏まえながら、合同開催の可否について協議してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） ただいまお答えいただきました。

特にですね関東大崎会とかですねその活発化を要望いたします。また、大隅は一緒にやっぱり地域としてですね、大きな一括りの中で発展していく必要がございます。そういう中でですね、例えば企業誘致に当たっては、関東や中京、阪神地区をはじめ北九州地区は、我が国の主要企業が立地し一大工業地帯を形成し、下請企業、町工場などには大きな技術と雇用機会が集中しております。しかしながら、近い将来、大きな地震の到来が想定されている中で、これらの企業の幾つかは、リスク分散やAIの発達等で、地方においても企業活動に大きな支障を来すことなく操業できる場所があるのではないかと思います。

本町としても、これらの企業の動向を把握しながら有用な情報の把握に努め、必要に応じて、パンフレットを即時送付するなど、企業訪問等を含めてですね大変意義深いことと思いますが、町長としてどのように考えておられますか。

○町長（東 靖弘君） 進出を希望される企業について、業種等により求める立地条件が異なることを、先ほど申し上げたところでございますが、御質問にございますように、これまでも企業から、津波被害のリスク回避などから内陸部の土地情報を求められる場合がございます。

このようなことから、本町においては、地理的な優位性も含め、東九州自動車道野方インターチェンジを産業集積地と位置づけ、県が作成する企業誘致ガイドブック等に情報を掲載し、県企業誘致推進協議会との活動の中で、野方インターチェンジ周辺地域の情報発信を行ってきており、今後も引き続き、同様の取組を行ってまいりたいと思っております。

また、先ほどの御質問の中で、今、企業誘致の御質問であります。近畿大崎町会とか関東大崎会とかそういったところを介しながらという御質問と、東京事務所を介してというのがありました。関東大崎会に、平成27年に出席して、企業の方を紹介していただきながら、いろんな企業訪問をしたりとか、あるいはおいでいただいたりとかしながら、今できているのが、本社が長崎県にある吉田海運でございますが、野方インターチェンジのところの4ヘクタールに、現在、運送部分が完成していると、そしてまた、次に、今度は冷凍冷蔵センターが、流通業の事業者でありますので、2期工事としてそれを完成する、3期工事として農産物の加工施設を建設するという形での立地協定を結んでいるところでありますので、やはり時間はちょっとかかりますけれども、そういったところを通しながら進めていきたい。そしてまた、御指摘いただきました、パンフレットとかそういったものをチャンスがあったらちゃんとしていきなさいということですが、そういったところは実行してまいりたいと思っております。

○2番（富重幸博君） そのような施策をですねスピード感を持って進めていただきたいということで要望いたしておきます。

次の質問に入ります。企業誘致に関しては、一定の製造または生産活動等を行うための用地取得を伴うことが必然的に生じてまいります。場合によっては、周辺インフラとしての道路、水道などの整備をはじめ、高圧送電線や光通信網など社会インフラを伴います。これらを考慮して、現在、町として企業誘致適地としてどのような場所を何カ所確保し、あるいは想定しているかお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） 現在、企業誘致用として保有している土地は、旧大崎第一中学校敷地の1カ所のみでございます。

御相談の都度、企業に対して御紹介しておりますが、最近の例としては、企業の業種に応じ求められる条件の土地が異なっておりますことから、現在、町の企業誘致用地は御紹介するものの、改めて企業が希望する条件を確認した上で、企業が求める条件に即した土地の情報提供するといったこととなっておりますことから、現時点で新たに企業誘致用の土地を保有するといったことは考慮しておりませんが、ただ、先ほども御説明いたしましたように、野方インターチェンジ、そして、来年度、32年度では大崎インターチェンジが開通するという運びになっておりますことから、やはり立地しやすい環境が整ってくるということがありますので、土地情報とかそういったものについては十分アンテナを張って取り組んでまいりたいと思います。

○2番（富重幸博君） 現時点では、大崎第一中学校跡地しかない。あと、今後、野方インターチェンジ、それから大崎インターチェンジ、この付近の活用とかいうことでございます。

実際の話、急な企業進出の打診があったとき、それ相応の土地の用意があることは必要じゃないかなと思います。当該企業が県内の他の市町村にも同様の打診を行っていたり、結果的に別なほうに行ってしまうというのはやっぱり防いでいかないとけないと思います。

企業誘致に係る根本的な問題として、町全体で土地利用計画、都市計画用途地域や1種農地の課題など、総合的な見地からの土地利用計画、その必要があると思いますが、町長としてのお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 御質問にございますとおり、土地の適正利用の観点から、様々な法に基づき、それぞれの法の目的に応じ区域指定がなされ、目的達成のための規制が設けられております。

本町においても、都市計画区域や農業振興地域などの区域指定がされ、土地利用規制などが行われておりますが、今後、町の発展を考慮した場合、区域指定見直し

等の際に関係部署間で協議を行い、より効果的な土地利用が図られるよう取り組んでまいりたいと思います。

○2番（富重幸博君） ただいまお話のとおりでございます。土地利用について効果的な見直し、そういうのを進めていただきたいと思います。

また、現在、本町においては農業振興地域見直しがなされていると聞いておりますが、この作業は数年に一回の確率で行われることを考慮すると、今後、定住促進のための住宅用地確保の問題も含めて、企業進出のための用地等の確保の観点から、国道・県道沿線をはじめ、町内主要町道・農道等も含めて用地の確保に留意されることを提案いたしまして、次の質問に入ります。

企業誘致に係る用地の確保を含めて、学校用地の活用は大変大事だと思います。中でも、大崎第一中学校跡地及び菱田中学校跡地の有効活用策については、町民も深い関心を持っております。

特に大崎第一中学校跡地については、現在、誘致企業である松本商会の操業が停止しており、安全面等を含めて、地域住民の関心も高くなっております。そのような中、現在、施設の一角に廃プラスチック・ビニール等が野積みされたままの状態、景観上の問題もありますが、自然発生による火災等が起きるおそれも十分考えられます。

そこでお尋ねいたします。旧大崎第一中学校跡地に係る誘致企業の誘致から操業停止に至るまでの経緯について、現時点でどのようになっているのか説明を含め、現在野積みされた廃ビニールの処理をどうするのか、企業が対応しない場合の町長としての考えをお示しく下さい。

○町長（東 靖弘君） 誘致企業として、旧大崎第一中跡地に農業用ビニールの再生処理を目的に立地した松本商会については、平成27年7月に立地協定を締結し、翌年3月に操業を開始しました。しかしながら、操業直後の平成28年5月に、工場において唯一再生処理技術を有していた松本社長が、交通事故により長期入院を余儀なくされたことから工場の稼働が不可能となり、そのまま休業状態となったところです。

松本社長の退院後の平成29年5月に工場は再稼働しましたが、術後の経過が思わしくなく、再手術が必要となったことから、翌年の平成30年1月に再手術が行われ、その際に脳梗塞を起こしたことから、現在は介護が必要な状態にあり、復帰はできない状態にあります。

このような現状に加え、工場整備等の際の融資の返済が滞るなど、経営状態は極めて厳しい状態にあることから、現在、弁護士を依頼し、破産処理の準備を進めており、現在、弁護士との間で今後の処理等についての協議を続けております。

御質問にございます廃プラ・廃ビニールについては松本商会の財産であるため、町としては直接対応できないことから、これまでも適正な管理や処分を行うよう松本商会に要請してきたところでございます。さらに、廃業後については、松本商会と弁護士に対し、廃プラ・廃ビニール及び機会のすべてを敷地内から撤去するよう、重ねて要請している状況でございます。

また、松本商会につきましては、工場整備の際に国の補助金を活用しており、平成29年の会計検査院現地調査において、休業状態である工場の現状から、事業効果に対する疑義が指摘され、現在も継続調査の案件となっておりますが、継続調査中においても新たな疑義が生じたことから、補助金の取り扱いについては国と協議中でございます。

このようなことから、松本商会の案件につきましては、国等の動向を踏まえ、適正な時期に適正な対応を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 若干、今後の経過を注意深く見る必要があると思いますが、当該企業の誘致に至る各種審査、手続き全般について、現時点でお考えになっていることがあればお聞かせください。特になければ。

○町長（東 靖弘君） 松本商会の事業申請については、国庫補助金の申請要件である金融機関による無担保無保証による融資を得るため、専門的知識を有する金融機関において信用調査、事業計画審査がなされており、このことを踏まえ、町として立地協定等の手続きを進めてきたところでございますが、先ほど御説明したような状況でありますので、やはり、このことには注意を持って当たっていきながら、最終的には最善の努力を果たせるように努力してまいります。

○2番（富重幸博君） 先ほど来お話しされますように、若干状況を見守るということでございますが、廃プラ等の処理については、火災等不測の事態が発生しないよう、最低限の予防策を講じる必要があると思いますので、会社、弁護士、そちらのほうとも十分協議を詰めて、不測の事態が起きないように対応を取っていただきますよう要望いたします。

次の質問に入ります。大崎町においてはこれまで、大隅地域の融合の広場として神領地区に各種施設の整備を進め、地域交流活性化センターあすばる大崎を整備し、今日に至っております。このあすばる大崎については、株式会社あすばる大崎を町の指定管理者とし、社長は歴代の大崎町長が務めてきているところでございます。

そこで、このあすばる大崎の存在意義について、町長としてどのように認識しておられるかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 平成10年8月に、広域交流活性化センターとしてオープンしましたあすばる大崎でございますが、これまでもたくさんの方々に御利用をいただいております。

先ほど、議員から御指摘がありましたとおり、私もあすばる大崎の管理運営につきましては様々な御意見・御要望を伺っております。御質問のあすばる大崎の存在意義でございますが、設置条例にも規程がありますとおり、人や物の交流を通して観光・産業の振興、住民福祉の向上を推進し、あわせて地域情報の交換の場としての役割を持つ施設であると認識しております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） ただいまのお話のとおり、当施設は町内外に向けた、我が大崎町の交流活性化施設として整備されたものでございます。しかしながら、最近、あすばる大崎利用者から、夕食の提供が、一般来訪者や宿泊客にまでなされなくなったという声があります。

昨年宿泊した県外客が、ことしも宿泊利用したら夜は弁当だったとか、常連の入浴利用者も、帰りの食事や仲間との交流が全くできなくなって寂しくなったという声や、同窓会などのキャンセルの話なども聞いております。

そこで、指定管理者あすばる大崎から管理運営を受けた事業者の推移と現況の運営面の課題等について、どのような状況かを含めて町長の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 最初に、あすばる大崎から管理運営を受けた事業者の推移について御説明いたします。

平成10年8月から平成21年12月まで、株式会社休暇村サービスに業務委託を行い、平成22年1月から平成26年11月まで、薩摩麵業株式会社に業務委託を行っております。その後、平成30年4月からは現在まで、株式会社財宝に業務委託を行っております。

次に、現状における運営面の課題でございますが、施設の維持管理の面からは、機械設備の経年劣化に伴う修繕費の増加、経営の面からは、類似施設が大隅地区に供用開始されたことや人口減少による収入の減少、燃料費や人件費、物価の高騰などによる支出の増加により、利用料金等の収入だけでは経営が厳しい状況が続いており、管理運営を受託された事業者が安定的に運営することが困難な状況になっていることが課題であると認識しております。

○2番（富重幸博君） ただいま利用状況、経過について説明がございました。指定管理者から委託を受けている法人にとっては、人口減による入浴客の自然減や、ホテル形式での宿泊としては7部屋しかないと、スケールメリットという面で制約がございます。経営する立場では大変厳しいことなどから、サービスを切り詰めている

側面もあるのではないかと思います。

町長におかれましても、毎年度、指定管理者として事業報告の提出を求め、現在の法人経営者から直接経営判断を聞いたり、業績や決算等の財務資料等でいろいろと感じておられるところがあるのではないのでしょうか。施設自体も、お話のように経年劣化が進んでいく中ではありますが、あすばる大崎は我が町の魅力を発信する拠点として、交流人口の拡大にも大きく貢献できる施設であります。

そこで、課題解決の方向について、町長としての考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） あすばる大崎の管理運営につきましては、現在、町から指定管理委託料等の支出はしていない状況でございますが、先ほど申し上げましたように、管理運営に係る収入と支出の不均衡といった課題もありますことから、今後は収入と支出のバランスを精査した上で、受託事業者が安定した運営ができるよう必要最小限の支援は必要であると認識しております。

また、平成29年度に大崎町観光施設在り方検討会からも提言をいただいておりますとおり、民間への譲渡も1つの手法であると考えておりますので、今後、検討を重ねてまいりたいと思います。

○2番（富重幸博君） あすばる大崎については、ホテル機能としても、学生の合宿用としても、年間のうち、規模や利用時期が限られてくるという経営面での弱点がございます。さらに、菱田中学校跡地に係る整備の方向次第では、新たな課題に直面する場面も想定されます。近隣の同様の施設においては、指定管理者に何らかの財政面での支援を行っている事例もあるとお聞きしました。

当該施設が、将来にわたって当初の施設整備の目的に沿って、本町の情報発信及び町内外に向けての交流拠点であり続けるよう、経営全体の在り方を含め、多面的な角度からの検討を進め、早急な対応策を確立し、実行に移されるよう要望として提案いたします。

先ほどの企業誘致につきましては、非常に誘致から実際の操業に至るまでは大変期間もかかりますので、その間、町長としては、そういう対策としてですね地場企業やUターン・Iターン・Jターン等についても、いろんな施策を検討していただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 次に、4番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○4番（稲留光晴君） 日本共産党の稲留でございます。通告書で、3点について質問をいたします。

まず、障害者控除対象者認定制度についてであります。2000年に介護保険制度が施行され、20年が経過をいたしました。これまで7期にわたって介護保険料が改定されてきましたが、改定のたびに介護保険料は増加しています。また、介護

保険サービスの利用についても、原則1割負担で制度が施行されたにもかかわらず、2割負担、3割負担が導入され、介護負担が増え続けています。

また、医療負担についても、原則1割負担でスタートした後期高齢者医療制度を、原則2割負担に転換する方針が検討されるなど、医療、介護の負担増は高齢者の方の生活を圧迫しております。

このような状況のもとで、多くの高齢者の方は医療、介護の負担軽減を強く求めています。高齢者の方々、とりわけ要介護高齢者の経済的な負担軽減につながる制度として障害者控除対象者認定制度があります。この制度は、障害者手帳の交付を受けていない高齢者の方でも、介護保険の要介護認定を受けた方で障害高齢者の日常生活自立度がA以上または認知症高齢者の日常生活自立度が2以上である場合、市町村長から所得税法などの障害者控除の対象者となる認定証を交付する制度でございます。

この制度を住民に知らせることに徹底されているかを、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） この制度は、身体障害者手帳など交付を受けていない人を障害者に準ずる人として町が認定するもので、心身の状態を基準に、介護保険の要介護認定を受けている人が対象者となります。

認定された方は、確定申告や町・県民税の申告におきまして障害者控除が受けられます。周知の方法につきましては、申告が始まる時期であります、毎年1月の町の広報紙におきまして周知しているところでございます。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 今、町長のお答えがありました。町の広報紙ということでしたが、やはり要介護認定を受けてですね自分ではなかなか申請ができない。私は周知徹底されているということはですね、介護保険利用者とその家族及び介護保険事業者など医療機関への周知・広報が、私は大事ではないかと考えます。

自宅にいらっしゃれば広報等をですね見ればわかるんですが、そこ辺で、今、私が申しあげましたことに関してはどういうふうな周知をされているのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問でございますが、判定に当たるといいますように、ケアマネジャーの会議をやっておりますので、そういったところでの説明、そしてまた、窓口での説明というのをやっているところでございます。

○4番（稲留光晴君） 今、町長おっしゃいましたケアマネジャーを通して周知徹底に取り組むと。あと、この件は、今、ケアマネジャー等ですねそういう中で、すべての住民の方に広報等で周知徹底されていらっしゃるかと考えでございますか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

この制度自体につきましては、税の控除を受けるための認定証でございますので、所得がない、いわゆる非課税の方につきましては、お出ししても効力がないものでございますので、現在のところは、先ほど町長が申し上げましたように、申告が始まります1月において、町の広報でお知らせしているところでございます。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 所得のない人ということですね、やはり所得税法の障害者控除の申請可能な対象者ということなんですよね。ですから、非課税で控除扶養の方もやはり含まなきゃいけない。あと、介護保険料のですね段階別にありますが、そういう方々への把握というのはやはり周知というのは必要ではないんですか。

○保健福祉課長（相星永悟君） 特段その旨の周知徹底というのは、現在では行っていないところでございます。広報紙においてやっております。現状も、今、町長が申し上げたとおりの内容の周知徹底でございます。

○4番（稲留光晴君） 今、それで、町としては周知徹底されているとお考えでありますかと、私は質問をいたしました。完璧ですとか、ちょっと不十分とかですね、今答えをいただいておりますが、町長いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 完璧とか不十分とかという形で答えるのも、完璧と答えたら、また御指摘もあるであろうと思いますので。いわゆる申請が上がってくると、それについてはケアマネージャーがつかますので、ケアマネージャーが全部担当しますから、この制度については当の本人に対しては周知徹底しているということになると私は思っております。

○4番（稲留光晴君） 申請が上がってくるといふか、そこ辺は当然町としても、今申しあげました制度をですね申請可能な対象者はすべてケアマネージャーが把握をしてやっているということでも、ケアマネージャーに任せて、何ら問題はないというお考えで今お話ですが、それでいいんですか。

○町長（東 靖弘君） 申請書を上げてきたときに、当然調査とかその対応をしていくわけですので、我々の職員としてもそのことは十分理解していて、ただ、この仕組みはケアマネージャーがちゃんと担当して、制度の説明とかもするし、対応もするというのもやっているわけですから、それが十分であるかないのかという、その説明が十分なのか、行き届いているか、行き届いていないかということとはよくわかりませんが、必要なことは全部伝達をされているというふうに理解して、そうすると一応十分であるというふうに答えられるんじゃないですかね。

○4番（稲留光晴君） ちょっと町長の答弁は完璧と、不十分ということではあられないという状況で、今、町長からございましたので、それはそれとして私は納得をいたしますけど。

それではですね本町での申請可能な対象者、今申しあげました申請可能な対象者は、町内に何人いらっしゃるのかということですが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） この制度で認定される人は、要介護状態区分が要介護1から要介護5に該当する人になりますので、その合計人数が申請可能対象者数になります。

平成31年3月31日現在で744人でございます。

○4番（稲留光晴君） 今、町長の答弁で、744名ということが申請ができると、対象者ですね。それでは、この744名で、実際、町が認定証を交付した方は何人いらっしゃいますか。

○町長（東 靖弘君） その点につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

平成30年度におきましては26名、平成29年度28名、平成28年度29名でございます。

○4番（稲留光晴君） 申請可能な対象者744名に対して、この数字は適正な数字なのか、ちゃんと周知されているんですか。744名申請可能なんだけど、これだと何パーセントになるんですか。

○保健福祉課長（相星永悟君） 先ほどの744名という数字は、認定を受けることが可能な方の数字でございます。平成30年度の実績で26名と申しあげましたが、744名の方すべてが所得が出るわけではございませんので、年金の収入だけでありましたら、もう所得がゼロになりますから、この障害者認定の控除額は当てはめても税が発生しないわけでございますので、26名におきましては、やはり自分が税の控除を受けるがために申請をされた数だと認識しております。

○4番（稲留光晴君） 所得控除ですね、高齢者控除について。この26名、28名、今答弁がございました。この方はすべて744名の方で控除が受けられる方だということ、100%把握されていますか。

○保健福祉課長（相星永悟君） 課税であるので、所得税、町・県民税が出るわけですから、それを少しでも安くするために公助の認定証を取得されるわけでございますので、すべてこの26名の方は該当しておるという方でございます。

○4番（稲留光晴君） 私が質問をしたいのはですね町としては、あなたは所得税が控除になりますと、744名、当然非課税の方もいらっしゃるわけですね。だか

ら、町が保健課から、こういう申請をされますと、あなたは所得税、県民税で非課税を受けられますが、受けられませんかというそういう周知は、私は必要だと思うんですが、それをされているんですか。

○保健福祉課長（相星永悟君） 先ほども申し上げましたとおり、非課税の方も相当数いらっしゃいます。その方に対して、税金が安くなる1つの手段で、この認定証を出すことが役場としては可能であるという旨の通知をやみくもに出したとしても、混乱を招くのではないかと考えております。

○4番（稲留光晴君） やみくもに送るとかそういうことを、私は答弁を求めているわけじゃないんですよ。やはり自分がこういう制度を知らない、広報とかでいわれてもですね、当の被保険者、たまたま見ない、また、その方を介護される家族とかですねそういう方なんかも、やはりこの制度を周知されていない方がいらっしゃると私は考えますよ。ですから、今、課長がおっしゃったように、やみくもにという、ちょっとそれは私はどうかなと思うんですよ。やはり、丁寧に、こういう制度があつて、やっぱり高齢者の方、負担が重くなっている状況ですからというのを町としては、関係機関としては周知をする。やみくもに周知をしてくれと言っているわけじゃないわけですから、そこ辺を再度、そういった方への周知をどういうふうなやり方でやるかをお尋ねしたいと思いますけど。

○保健福祉課長（相星永悟君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけども、ケアマネージャーがついておりますので、新規に介護の認定を受けられる方、あるいは区分変更で更新される方、その都度、ケアマネージャーがついておりますので、その方を通じて、こういう制度があるというのを周知徹底しておきたいと思えます。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 私ごとなんですが、私はおふくろが曾於市に住んでおりました、90歳が近いんですが、そういう制度は私のおふくろを担当しておりましたケアマネージャーさんはですね知らないとおっしゃっていましたが、そういう曾於市のケアマネージャーさんでも、大崎町を担当する方は私は一緒だと思うんですよ。そこ辺はどうですか。

○保健福祉課長（相星永悟君） やはり、ケアマネの方につきましては、個人のスキルがあろうかと、そこは思います。今後、先ほども申し上げましたけども、ケアマネの集まる会合がございますので、そのときでもこういう制度があるんだということを、また再度周知したいと考えています。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 戻りまして、先ほど町長がケアマネージャーにすべて任せているとおっしゃいました、今の課長の答弁、この新制制度を知らない方もいらっしゃ

るということでもありますので、今申しましたように、やっぱり周知徹底ということ
で、100%完璧に行っていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の聴覚障害を持たれる方への補聴器購入補助状況についてを質
問させていただきます。現代社会は、ストレスが体の不調をつくる要因となってお
ります。高血圧症、耳鳴りから始まり、難聴へと重症化し、日常生活や仕事の支障
となり、健康に及ぼす様々な影響が今わかってきているところでございます。

補聴器は、国が定める技術基準に適合した高価な医療機器です。公的医療機関保
険でカバーされておられませんので、購入は全額自己負担が基本でございます。しか
し、難聴の程度は一定の条件に合致すれば、購入費用を申告すれば、所得税と地方
税の税額控除を受けられる可能性もあると考えます。

少し聞こえに問題がある程度では支給を受けられない、聴覚障害者等級に示され
る軽度の難聴者は対象にならないとされているようです。公的助成として補装具費
支給制度がありますけども、本町ではですねこの補助対象者状況はどうなってい
るかですね。年齢に関係なく、介護認定されている方、また、介護認定を受けられ
ていない方も私はいらっしゃると思いますが、補助対象状況がどうなっているかをお
尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 本年6月時点におきまして、町内在住者で聴覚障害に該当する
旨の身体障害者手帳をお持ちの方は91人でございます。平成30年度の補聴器購
入への状況でございますが、11人が補助を受けて購入されております。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） これは障害者手帳がないとですね受けられないということで、
少しの聞こえが悪いとかそういった状況では当然受けられない、障害者手帳がない
と受けられないということでございます。

やはり補聴器というのは非常に高価で、金額的にも10万円とか、いいのになら
と50万円とかですねそういうのがございますけども、やはり70歳以上の半数に
難聴があるとされている。言葉が聞こえにくくなると認知機能が低下し、コミュニ
ケーションにも支障が出て、社会的に孤立することで認知症のリスクが高まります
と。価格は15万円から30万円、高いのになると50万円とかいうことござい
ますけども、ですから、やはり補聴器は高価で、年金暮らしの高齢者の方にはなか
なかこの金額というのは手が届かない状況ですよ。ですから、私もそうなんです
が、ストレスから耳鳴りが鳴って血圧が上がって耳鳴りが進んで難聴が、やはり
聞こえにくいんです。ですから、そういったものはやはり公的機関では障害者
と。70デシベルぐらいからじゃないと聞こえないというのが難聴らしいですけど
も、ちょっと耳が遠くなったぐらいでは公的制度は受けられないという状況なんで

すよね。ですから、やはり高価な補聴器ということでございますけども、今申しました少しの難聴でもですね聴覚障害ということでなく、難聴者とかいうそういったことは、今どうですか、人数的に。補聴器をされているけど聞こえが悪いと、高価な金額だからなかなか大変だと、そういう補助対象者以外にもですねそれに近い方もいらっしゃると思います。私の知人では、68歳ですが、最近、補聴器をされているんですね、どうしましたかと聞くこともしませんけれども、そういった方がやはり年々ですね、70歳以下でも増えてこられている、そういう状況は、町としての対策、どういうふうなお考えを持っているかをお尋ねしたいと思いますが。

○町長（東 靖弘君） 難聴者ということで認定されるというのは、障害者手帳の交付をして、それで聴覚を測って、そこで該当すると難聴者としての身体障害者手帳が交付されるということで、行政で把握できているのはそういった方々は把握できているということでございます。少し耳が遠くなったとか、そういった方々は高齢者の中ではたくさんいらっしゃると思いますが、そういう方々については、行政の中では把握できていないと思います。

○4番（稲留光晴君） それは、さっき申しました聴覚障害者等級という、これで障害者手帳を交付ということで私は質問しましたが、状況は今そういうことで、11名が受けているということですので理解をします。

それとですね、今申しました聴覚障害、難聴、障害者という認定はなくてもですね、やはり加齢とともに難聴が重くなる。そうなりますと、外部からの声が聞こえない、遮断をされる、会話ができない、それがやはり認知症との因果関係ということで、今研究されております。ですから、その辺でですね補聴器が認知症の予防や治療に役立つというふうに、今そういう研究機関の発表もあるんですね。ですから、難聴から進んで、高齢者になって耳が遠くなった、認知度が進み方が早くなったという事例もよく聞いております。そこ辺に対して、町としてはですねどういうふうな予防といいますか、難聴と認知症のそういう関係についてどうお考えであるかをお尋ねをしたいと思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 2015年に、超高齢化に向けて厚生労働省が打ち出した認知症施策である新オレンジプランによりますと、認知症の病態解明はまだ不十分であって、根本的治療薬や予防法は十分には確立されていないとされています。また、同プランでは、認知症の発症予防の推進について、加齢、遺伝性、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、難聴などが認知症発症の1つの危険因子であるとされ、運動や社会的参加などの防御因子により発症を予防していくことが記述されております。こういったことから、聴覚障害と認知症には何らかの因果関係があると思われる。

○4番（稲留光晴君） 今、町長から答弁いただきました。まさにそうだと思うんですよ。ですから、最初に私が質問いたしました、やはり障害者、こういう生活自立度異常とかですね、こういった方は当然介護申請です障害者の認定を受けられるということなんですよ。先ほど質問しました。

この中で、介護認定を受けていなくても、やはり難聴が厳しいとか、介護保険制度で1から5までの方です所得控除が受けられるということ、今先ほどの説明をもらいましたけども、やはりこの難聴に関しても高価な品物です。ですから、やはり介護1から5に関しましても、こういう加齢とともに認知機能が進む、高齢化とともに進むということでは、やはり1番目の障害者認定ということも含めましてですね、障害者としての補助ですね、今までは当然障害者手帳がないとそれを認められませんでした。ですから、医療機関で当然測らなきゃいけないけども、そこそこの判定、70デシベルが聞こえない、聞こえる、68デシベルが聞こえないとかそういう方もいらっしゃるし、やはり医療機関での受診というのも当然必要であろうかと思えますけども、障害者手帳のない方でもですねやっぱり高齢者、1番目の認定制度に当てはまればですね補聴器の購入というか、認められると思えますけども、そこ辺ではいかがですか。

○町長（東 靖弘君） 聴覚に障害のある身体障害者手帳をお持ちの方に対し、補聴器購入の補助をしております。これは、医師の意見書など必要な書類を添付した上で申請していただき、身体障害者更生相談所等の判定または意見に基づいて決定に至るものであります。明確な基準が必要となりましたことから、今後につきましては、これまでの補助制度のもとで継続してまいりたいと考えております。

いろいろ議員さんが意見を述べられておりますけれども、難聴であるとか難聴でないとか、そういう判断というのはどこで示すかとなると、なかなか1つのこういった審査機関で審査を受けないことには判断はできないわけなんですよ。議員さんが個人として、「あまんさあ耳が遠いな、どげんな」っていうようで、ああ、この人は難聴だという判断は個人としてはできるけれども、じゃあ行政機関でそれを実証するとなってくると、やはり身体障害者手帳の交付を受けていただくということは基本で、そこからいろんな控除制度とか補助制度が進むというそういったことになりますので、一般的に難聴の見分け方というのは本当に素人目ではわからないわけですから、やはりそのための基準というのは必要だということになります。

○4番（稲留光晴君） 今、町長のおっしゃることは当たり前なんです。私もそう思います。医療機関の検査、専門家が判定をしなきゃいけません。でもですね、やはり身近な家族が耳が遠くなった、耳元で話せば何とか聞こえる。それでも、介護マネージャーさんとか介護の人たちが、もう4メートル離れると何をいつているかわ

からんというふうな判断だと私は思います。大勢の方が話をされると、何を言っているかわからない、耳が遠くなった方はですね。それでも障害者じゃないという判断なんですね。でも、そこから外部とのそういう声の会話の区別ができなくなる、いろんな方が同時に話されると聞き分けができない。本当に障害者、さっき町長がおっしゃったのはわかります、ですから、そこ辺から、くつついて、いつもこうやって耳元で話はしません。やはり1メートルとか2メートル。それが認知症を早めると、私はそういうことで、今、質問も求めたわけでございますので、ですから、そこ辺ではですね、それは法律にのって障害者手帳が出せないというのは、さっきお聞きしましたので、やはり難聴度というのがあります。ですから、そこ辺では今後はですね検討しようかな、法律にのってしかせんよと。だからそこ辺は、町長どうですか、私が言いたいことは。

○町長（東 靖弘君） 稲留議員さんがおっしゃることも、私はよく理解できるんです。ただ、私が申し上げているのは、やっぱり一定の線が出ないと判断は出ないと、行政施策の補助がなかなか難しいという、そのことでお話しているところで、大崎町の町民の高齢者の方々に、あの人が耳が遠くて、この人が耳が遠くてとかそういうのを全部把握もできないわけでありまして、やはりそのための基準というのがあります。

ただいま、それを町の独自で補助制度をつくれないうようなそういった御質問であると思いますが、現段階ではそれはできないことではありますが、そういった高齢者が非常に多くなってきている現実の中で、難聴による身体障害者手帳の交付は受けられないけれども、本当に日常生活に窮していると、非常に困っているというような人がたくさんいるということは把握できましたし、そういったことを稲留議員もいろんな制度を通じて、国の政策の中でこういったのを法律の中に組み入れていくべきではないかというようなことは、御自身のほうでもやっていただきたいと思っております。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 当然、国のそういう補助制度がないわけですよ、町長おっしゃったように、障害者手帳がないと貰えないと。ですから、それはやはりですね国の法律がないとできないということでずっと行政がやっていると、いつになるかわかりません。ですから、自治体は自治体として、そこ辺を提案をしていく、私なんかもそれは十分存じ上げております。ですからですね、町長はいつもおっしゃいます、法律で決まったらすつでなとかおっしゃいますが、やっぱり独自のそういう、誰が耳が遠くてとか、私は何人把握せえとか言っているわけじゃないんですよ。実際、自分の身近な方にそういう方がいらっしゃる、そういったこともです

ね、町長、いろんな方とお話をされますから、各地区公民館とか町長を囲んでお話いろいろ出ると思いますが、そういうお話なんかも聞かれていませんか。ちょっと余談になりましたが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 難聴については身近に接している中でもおられると思っておりますが、早い段階で耳が少し聞こえづらくなってきたとかそういった段階で病院に行って治療を受けることとかそういったこともできるわけですので、そういう指導をしていただいたりとかということも適切な方法であると思えます。

現段階で難聴で、本当に若干の難聴があるという、日常生活に支障があるというそれだけで町の補助対象とするということは、限界では非常に無理なことがありますので、今、国の高齢社会の中で、そういった人が難聴によって認知症につながってきたとかそういった因果関係があるということも書かれてもおりますので、そういったことからそういったものを救済するための方法とかそういったものを、やはり国の中でも講じていただければ、我々もそういうことをいたしますけど、稲留議員さん自体は政党に属しておられるので、現実の困っているそういった状況等も踏まえながら説明して行って、制度化を進めていけるような努力をしてほしいし、また、現状の実態については私もよく理解は、御説明の中でいたしました。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 別に私が国と折衝ができるわけじゃありません。やはり、町としてですねこういう認知症との関連、これからますます増えようとしておるのは事実でございますので、町長はいつもおっしゃいます、法律にしかのっとってやりませんとおっしゃいますから、そこ辺は検討をしていきたいと思えますとか、そういうお言葉の一つでも私は聞けば、やっぱり住民の方からのそういう声なき声を聞いているんだなと私は一応考えますけど、そういうことで2番目はこれで終わります。

それでは、3番目の就学援助対象の拡大についてでございます。就学援助は、小中学生がお金の心配なく学べるように、学用品費や給食費などを支給する制度でございます。義務教育は無償と定めた憲法26条を具体化したものでございます。本町における就学援助費用項目と金額はですねどうなっているかをお尋ねいたします。

○教育長（藤井光興君） お答えいたします。

本町における就学援助の対象品目でございますが、要保護世帯に対しては、国が定めているすべての品目を、準要保護世帯に対しては、県内の状況等を顧慮し、学用品費、通学用品費、新入学児童・生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費の7品目を支援対象としております。

2010年度から、要保護児童・生徒援助費補助金の対象品目に、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加され、2019年度からは卒業アルバム等費が追加され、全部で13品目が支援対象となっているところであります。

金額につきましては、本年度、2019年度に、学用品費で小学校が100円、中学校が190円、新入学児童・生徒学用品費で小学校、中学校とも1万円など、それぞれの品目で20円から1万円、要保護世帯に対する国の定める単価が引き上げております。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 今、教育長の説明がありました。PTA会費、クラブ活動費等は補助の対象になったということによかったですか、今、教育長が補助対象になったと、PTA会費も。

○教育長（藤井光興君） 今申しましたとおり、2010年度からは、今おっしゃったとおり、PTA会費等は補助対象になっております。要保護世帯だけです。

○4番（稲留光晴君） 保護世帯だけということですね。準要保護には、このPTA会費は当てはまらないということなんですか。当然、教育委員会のほうとか学校とか経済状況とかそういったことを把握をした上で審査をされるわけだけでも、今回ちょっと金額が拡大をしておりますよね。どの項目が幾らになったかということをおわかりになりますか。これとこれのこの項目が幾ら上がったということをお示しできますか。

○教育長（藤井光興君） 今の質問につきましては、管理課長の答弁とさせていただきます。

○教委管理課長（川添俊一郎君） それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

大崎町で準要保護世帯に対して支給している品目についての引き上げと申しますか、あくまでもこれは、要保護の単価をもとに準じて準要保護世帯にも同額を支払っているということで御理解いただけたらと思います。

学用品費につきましては、小学校が100円上がって1万1,520円、中学校が190円上がって2万2,510円、通学用品費が小中とも20円上がって2,250円。あと、校外活動費、これが小学校が10円アップの1,580円、中学校費が20円上がって2,290円。それから、新入学の児童・生徒学用品費が4万600円が5万600円、1万円上がっています。中学校が4万7,400円が5万7,400円。それから、修学旅行費が2万1,490円が2万1,670円、5万7,590円が6万300円ですが、修学旅行費に関しては実費で、かかった経費だけの補助としております。

以上でございます。

- 4番(稲留光晴君) 準要保護はですねPTA会費、こういうのではないと、今答弁でもいわれました。実は、私は「弱い母親より」という匿名でですねお手紙をいただいているんですよ。「私一人で二人の子どもを育てています」という文面から始まります。この中でですねPTA会費の件でですね入学と同時にPTA会員にさせられ、先生方からも会費も取っていないようですし、別に体育文化振興費という規約があって、生徒1人から年間2,400円が徴収があります。また、PTA特別会費というものもあるようです、と。この方は1人で二人のお子さんを育てられていらっしゃるわけですよ。非常にクラブ活動も考えながら、半強制的に送迎ということがあったりして、自分の中学校の息子をクラブ活動に入らせられなかったという窮地の思いをですね手紙で寄せていただきました。こういった方は準要保護になるのかならないのか、学校に入学した途端に強制的にPTA会費を払いなさいというお手紙なんですね。ですから、準要保護、一人で大変というお手紙なんです。体育文化決算書とかこの中にPTA特別会費、PTA会費というのがあるわけですね。だから普通の家庭、保護者が二人揃って育てるそういう家庭ではない。非常に厳しい実情を手紙でですね訴えていただいていたいました。

ですから、そういった方に対してのですねPTA会費に対しても、準要保護拡大できないのかなというお願いでございますけども、教育長、いかがですか。

- 教育長(藤井光興君) 今の件につきましては、その子どもさんが要保護認定であれば、国の制度上、認定であれば支給されると。準要保護については支給されておられませんということですので、国の制度、県の制度やら、近隣市町の状況等を見てやっているわけで、大崎町としてもそんなに変わった支給のやり方やらしていないということはないと思いますけど、御理解いただきたいと思います。

- 4番(稲留光晴君) 全部中身は私読みませんので、今、PTAの中身だけお読みしました。

やはり就学援助は申請は教育委員会に申請をする。それで教室が誰が受けているのかわからない、先生も、誰が受けているのかわからないですよ。

- 教育長(藤井光興君) それについては、子どもさんは多分御存じないと思いますが、保護者には連絡は行っているはずですが、要保護の家庭とかそれについては申請は上がってきますから。決まった段階で通知は行っていると思います。

- 4番(稲留光晴君) なぜ聞いたかという、教室が誰が受けているのかわかってしまうと、いじめられる原因になる。教室が誰が受けているのか生徒もわからない、先生もわからないということが私は原則だと思うんですよ。どうしても就学援助を受けると、後ろめたいとか、親があそこは就学援助を受けているという話をすれ

ばですね、すぐ子どもたちが話をするということはいじめの原因になるという事例が今まであったわけですね。そこ辺で秘密厳守といいますか、就学援助費用項目対象拡大についてですね、実施について、教育長の、今、私が申しあげました厳守の件に関しての意見を求めたいと思うんですが、いかがですか。

○教育長（藤井光興君） その認定につきましては、さっき言いましたとおり制度がありますので、その認定の中で認定しているわけですので、拡大とか簡単にはできませんので、それで今決めているところです。

それから、子どもさんには当然連絡していませんよ。保護者から申請があるわけですので、その方に対して、こうこうだということに通知をしているところです。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 本人さんはそうですが、教室で周りの生徒さん、あの人がしてる、していないと。先生も、誰がしているかわからないと。そうでないと、やはり今申しあげましたことが起きえると思いますが。誰が受けているか、生徒間たちで話があっちゃまずいですよね。秘密厳守すべきだと思うんですが、どうですか。

○教育長（藤井光興君） 子どもには通知はしていないんですよ。子どもは知らないはずですよ。

○4番（稲留光晴君） 言っているのは、本人じゃなくて、本人以外の。

○教育長（藤井光興君） 本人も知らせていないわけだから、本人以外の生徒さんが知ってらっしゃるはずはないですよ。

○4番（稲留光晴君） それを聞いたかったんです。先生も知らないということで。やはりいじめの原因になるということ。

実施は一般質問おかれまして、今までは7月からでしたけれども、今、小学校も中学校も新入学は3月内になったということですね、今、私、質問いたしました件についても、今後検討をしていただきたいと思います。

以上で、私のすべての質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） ここで、昼食のため休憩に入ります。午後は1時から再開をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） それでは、再開をいたします。

次に、3番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。

○3番（児玉孝徳君） 皆さん、こんにちは。私は、さきに通告しました安心・安全な

まちづくりと菱田中跡地について、お尋ねいたします。

先月の28日に、川崎20人殺傷事件が起きました。私がちょうどテレビを見ていましたところ、速報が入り、川崎で大勢の子どもが通り魔に襲われて多数のけが人が出ている模様とのことですぐに特番になりましたが、情報が錯そうする中、少しずつ正確な情報が入ってきました。最終的には、6年生の子どもと39歳の保護者の2名が亡くなり、重軽傷者18人、また、犯人は自分の喉首を切って自殺したという、大変痛ましい事件となりました。

また、元農水次官の子どもが、日頃から家庭内暴力を振るい、この事件と同様に隣が学校ということで、「子どもがうるさいからぶっ殺してやる」と叫んだと。そこで、自分の手で殺さなければ川崎と同様の事件を起こすと思い、自分の子供を殺すという事件も起きました。第二、第三の事件が起きる可能性がある世の中だと認識しなくてはなりません。

その上で、川崎の事件では、奇声を上げるでもなく、黙って後方より近づき、ある意味では護衛役の大人から殺傷する、そして小学1年生の集団に対し、包丁で殺傷を行った。これは、現在の日本のやり方では防ぎようがありません。結果的には、集団でいたことが被害を拡大させたとも言ってしまうわけですが、ならば、どのように安全対策をすればよかったですのでしょうか。

川崎の殺傷事件を受けて、政府は、登下校時の子どもの安全確保に関する閣僚会議を開き、安倍総理大臣は、登下校時に子どもが集まる場所の再点検や警察による重点的なパトロールなどを行うよう指示したということですが、一方、政府関係者からは、交通事故ではなく、今回のような事件の防止に関しては妙案がないと、戸惑う声も挙がっているようです。しかし、何も対策をしないわけにはいきません。

そこで、子どもの登下校時での安全対策はどのようなものがあるかを1つ目の質問といたします。

○教育長（藤井光興君） お答えいたします。

5月28日の事件は、児童ら20人が死傷する痛ましいものでした。事件当日は、大崎町では、幼稚園、保育園、小学校の連携の会を開催しており、出席していた町内の各幼稚園、保育園、小学校の代表には注意を促しました。また、その日のうちに県からの通知文を発出して、安全対策の徹底を各学校にお願いいたしました。さらに、翌29日には、教育委員会から、当面の間、志布志警察署及び町役場の危機管理統括監によるパトロールを強化することを各学校に連絡した上で、安全指導について再度注意喚起を行ったところです。

教育委員会では、子どもたちが、学校や地域で安心・安全に過ごすことは十分保証されるべきものと考えております。しかし、本町内においても、昨年度で5件、

今年度で既に複数件の不審者による声かえ事案が報告されており、そのいずれも登下校中に発生しています。

このような状況から、教育委員会では、子供たちの登下校の安全対策は大きな課題ととらえており、学校、家庭や地域、関係機関と連携しながら、交通安全や防犯の観点から安全対策に取り組んでおります。これらを踏まえまして、御質問いただきました安全対策についての取組について、説明いたします。

まず、子どもへの指導ですが、学校では、普段から子どもたちへ、1、決められた通学路で登下校する、できるだけ複数で登下校する、「子ども110番の家」を確認しておく、一人で歩く区間については、特に注意する、自分の身を守る行動である「行かない、乗らない、大声を出す、すぐ逃げる、知らせる」の頭文字を使った合い言葉「いかのおすし」を守るといった指導を継続的に行っています。

また、不審者事案が発生しやすい時期を踏まえ、年間1回、学校職員や子どもたちを対象とした不審者対応訓練を実施しています。ここでは、警察や「子ども110番の家」、スクールガードリーダーと連携して、不審者への対処法について体験的に学ばせております。このほかにも、大隅地区内や町内で不審者事案が発生した場合には各学校へ緊急通知を行い、その日の下校時まで安全指導を行っています。さらに、事案によっては、警察の指導を受けながら職員が下校指導を行う場合もあります。

さらに、各学校の実態において保護者と連携した安全対策を行っています。具体的には、朝の登校指導や通学路の危険箇所点検、集団下校訓練があります。

一方、地域との連携活動には、スクールガードリーダーと防犯ボランティアによる活動があります。これらの方々は、主にPTA会員や地域団体、「子ども110番の家」の方々などにより構成されており、日々の見守り活動を行っていただいております。スクールガードリーダーについては、町全体を管轄する担当が1名、小学校独自のスクールガードは、全小学校で合計36名がいらっしゃいます。また、各小学校が独自に依頼しているボランティアの方々の数は、全小学校で0合計63名います。防犯ボランティアの方々は、仕事をしながら、買い物をしながら、散歩をしながらなどの「ながら見守り」をお願いしているところです。また、安全活動のために協力いただいている地域の方々の研修の場として、毎年、県内各地区でスクールガード・防犯ボランティア研修会が開催されており、本町からも参加しているところです。本年度は、5月28日に大崎町総合体育館で開催され、区内から105名、本町からも22名が参加しました。

警察との連携については、志布志警察署や大崎交番と連携を図りながら、不審者が出やすい時期や町内で不審者事案が発生した際には重点的にパトロールをしても

らっているところです。

以上です。

○3番（児玉孝徳君） 今、教育長のほうから、各団体と連携をとりながら、いろいろな対策を行っているということでした。

大崎町ではですねコミュニティスクールということも開かれております。私もコミュニティスクールのメンバーですが、24日にまた登校指導を行うということで連絡も入っております。そういった団体等で、やはり安全対策等はみんなで取り組んでいかないといけないことですので、今からもそういった対策を進めていってほしいと思います。

今ですね、教育長のほうが事件のほうにも触れられて、不審者対応のことも答えられたんですけど、事件に巻き込まれないための対策ということで、最近、虐待などで亡くなる事案が後を絶ちません。このような事件が本町で起きる可能性がないか把握されているのか、また、その対策は十分になされているのかをお聞きしたいと思います。

○教育長（藤井光興君） 御質問にありました子どもたちが事故や事件に巻き込まれない可能性については、ないと言い切ることはできません。これは、社会の変化による課題が多様化・複雑化していることで、子どもたちの置かれている環境も変化し続けているからです。

教育委員会としては、子どもたちがこうした社会の変化に対応しながら心身ともに健全な成長ができるよう、今後、子どもたちが身につけるべきもの、つけるべきこと、地域社会全体で取り組むべきことの2つの視点から、それぞれ次のような対応が重要であると考えております。

まず、子どもたちがいじめや虐待、交通事故や水難事故等から身を守るために自己防衛力を身につけるとともに、子どもから発信されたSOSを確実に受けとめることです。このため、学校では、防衛力を身につけるために、さきに答弁いたしました不審者対応訓練をはじめとした安全指導に取り組んでいます。今後も、話し合い活動や体験活動を取り入れながら繰り返し指導を行っていきます。

また、子どもがみずから発したSOSを出せるような発信力を受けるために、事案が発生した場合に迅速で適切な対応がとれるよう、警察や児童相談所、町・県福祉課とも情報を共有する体制と整えております。

また、学校は、普段から子どもたちや保護者が孤独感を感じることがないように、つらいことがつらいと言えるような信頼関係を今後も築き続けていきます。そのために、より社会に開かれた学校や学級であるよう、指導を継続していきます。

次に、地域社会全体で取り組むべきこととして、関係機関と連携を図りながら、

町民全体での見守りが重要ではと考えます。具体的には、町民の皆様には、先の答弁で申しあげました「ながら見守り」について、広報おおさきを通じて周知・浸透を図ります。また、各種会合において、町内の団体や企業等に呼びかけ、町全体でも依頼していきますし、本町の危機管理統括監や各関係機関との連携を図れるようにしていきたいと思ひます。

子どもたちは、未来に無限の可能性を秘めている地域の宝です。大崎の子どもたちを、学校や家庭、地域社会全体で見守ることが、事件や事故から守る、現段階での最善策と考えておるところです。

以上です。

○3番（児玉孝徳君） 今、教育長が答弁されたとおり、各種団体とですね連携をこれからもとって行ってほしいと思ひます。

1つですね菱田小学校の事案で不審者情報がありまして、その保護者が毎日迎えに来られていたんですよ。その場合に、何で迎えに来ると、ちょうど私会ったもんですから聞いたところ、不審者にうちの子どもたちが追っかけられたということで、その人物は特定されているんですけど、やはり黙ってついてくるということで学校には話をし、その方にも注意はしているということだけど、3回ぐらいでしたか、ついてこられたということで、毎日お迎えに来ているという状況でした。

学校のほうにも話をしているんで、安心メールとか来ると思ひますよということでしたけど、今、安心メールというのが学校のほうで対応されていて、保護者のほうに、登録していたらメールが届くようになっているんですけども、そのメールが届きませんでした。その点はちゃんと対応してほしいと思ひますけど、いかがでしょうか。

○教育長（藤井光興君） この前、おっしゃるとおり4月当初に、菱田小学校で、正坂の付近でありました。その報告がまいりまして、すぐ、これは学校、警察とも連携をとってありますが、車からの声かけがあったということで聞いております。その後、二、三件続いているとは知っておりませんでしたけど、そこで一応子どもたちに注意して、学校とは連絡をとっておりますので、学校で指導して、その後、問題が起こっていると感じておりませんが、おっしゃったとおり、学校からの安心メールというのは、多分何かの場合はすぐ行っていると思ひますけど、そのときには出しているかどうかはちょっと確認しておりませんが、大事なことで、また、もし落ち度がありましたら指導しておきたいと思ひます。

○3番（児玉孝徳君） やはりそういった対応は必要だと思ひますので、確認をして、またそういった事案があった場合には安心メールを登録している保護者には送るようにお願いしておきます。

札幌の幼児衰弱死ではですね児童相談所と警察の説明が一致してないところがいっぱいあったりしています。事件に発展しないように、十分に警察と児童相談所や保育園、学校、行政などが連絡を密にして連携していくことが重要だと考えています。本町の場合はいかがでしょうか、ちゃんと連携されているかどうかをお尋ねいたします。

○教育長（藤井光興君） 先ほど答弁申し上げましたけど、いろんな場合、いろんな問題があるときにはケースに応じて、保健福祉課、それから児相、警察、生活安全課、大崎交番、横の連絡はすぐとっているところです。それで対応しております。

以上です。

○3番（児玉孝徳君） これからも連携を密にしてですね、確認、担当者からの報告、その後の対策まで十分に対応していただくように要望しておきます。

では、高齢者の運転ミスにより子どもたちが巻き込まれる事故も頻繁に起こっています。また、5月8日の大津の園児死亡事故では、園児2人が死亡、園児1人が重体、園児と保護者、計13名が重軽傷を負うという事故が起きました。

免許返納も進めなければなりません、高齢者だけでなく、みんなが運転する際は十分に注意することが必要です。また、返納した後の移動手段の確保も必要です。

以前、デマンドタクシーができないか質問いたしましたが、前回の議会で町長は、検討を進めていると言われていました。现阶段で、どこまでの検討がなされているのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） 昨年12月議会におきまして、前向きに検討すると答弁をしております。

本年度におきましては、導入の形態、すなわちデマンド型や定期路線巡回型などの先進自治体の情報収集を行っているという段階でございます。また、既存の福祉バスの活用や費用対効果の面からも検討を行うこととしておりますが、連日のように高齢者が引き起こす大きな交通事故が発生をしていることを目の当たりにしております。

免許証の自主返納者の交通の足の確保対策は真剣に考える必要があります。先日、きのうでありますけども、7時台のテレビ放送で、滋賀県竜王町等の自治体の取組が報道されておりました。非常に参考になったところでありますが、早速資料収集等を行いまして、これらを参考に検討を進めながら、最善の方策をとっていくということで、前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○3番（児玉孝徳君） いつぐらいまでにそれを実施される予定ですか。

○町長（東 靖弘君） いろんな検討はやってきたんですけれども、先日のテレビの中

で、それを拝見していて、なるほどなと思うような面もあって、その資料をとって検討したわけではありますが、どの範囲まで対象者を広げていくかとか、いわゆる参考として勉強したのが、デマンド型のタクシーというよりか、免許証自主返納者に対するタクシー利用等の利用券を配布するというところで、先日勉強したところでは、月4回、年48回交付しているということで、しかも、最長3分の2を補助しているというようなことが出ておりました。それを見ながら、1つの自治体だけを対象にするのか、あるいは買い物とか医療とかありますので、ある程度離れたところまで対象としておくのか、そういったところがこれからの課題になってくると思っております。そういったニーズというの調査しないとなりませんので、いつまでという答弁がちょっと難しいですけれども、これは本当に差し迫った問題でありますので、ちゃんと対策をとりながら、早い段階でできるように努力してまいります。

○3番（児玉孝徳君） 今、早い段階で検討されるということですので、交通弱者といわれる方々がですね利用しやすいシステムとして取り組んでいってほしいと思います。

では、安全なまちづくりのために防犯カメラの設置が必要ではないかと考えますが、先日、日置市は、安心して安全なまちづくりを目的に、通学路などで設置を進めている防犯カメラについて、事件や事故の捜査に映像データを活用するための協定を地元警察署と結んでいます。日置市では、3月から、見守りカメラと名付けた防犯カメラの設置を進めていて、既に51台が通学路や主要な交差点などに設置されていて、今年度中に100台設置する計画だということです。

協定の調印後、日置警察署署長は、先月の川崎市のスクールバス乗り場で通学バスを待っていた児童ら20人が、刃物を持った男に刺された事件に触れ、カメラが子どもの登下校を見守る番人となり、絶大な防犯効果を発揮することに期待していると話しています。

県内では、1,200台以上が設置され、ほぼ全部の自治体が設置しているとテレビのニュースでは報道されておりました。これは、以前、私が質問したときは、予算の関係でできないとの答弁でしたが、県内ほぼ全部の自治体が設置している現在です。大崎町も、設置台数を増やすよう取り組んでほしいと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 防犯カメラの設置についてのお尋ねでございますが、まず、本町における防犯カメラの設置状況でございます。公共施設等につきましては、大崎中学校や道の駅などに10台の防犯カメラを設置しているところでございます。また、現在、ドライブレコーダー付きの公用車が2台ございますが、今年度中にあと

10台増やして、動く防犯カメラとして活用してまいりたいと思っております。

このドライブレコーダーにつきましては、必要に応じて映像を提供する協定を、今月3日に志布志警察署と締結しておりますので、これにより防犯効果と事件・事故の早期解決に寄与できるのではないかと期待しているところでございます。

なお、御質問にもありましたように、昨今は従来の想像を絶するような悲惨な事件や事故が多発しておりますことから、その抑止策の1つとして、新たな防犯カメラの設置につきましても、小中学校をはじめ関係機関、団体など、保育園、幼稚園、警察、道路管理者、地権者や施設管理者などを指しますが、協議しながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○3番（児玉孝徳君） 防犯の観点から、前向きに検討するというところで取り組んでほしいと思います。

ちょっと1つだけお尋ねいたします。町長、防犯カメラと監視カメラの違いというのは理解されておりますかね。

○町長（東 靖弘君） 明確に答えられないかもしれませんが、総務課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（佐藤一郎君） 私も正確に調べておりませんので、正しいかどうかわかりませんが、お答えをさせていただきます。

文字からしますと、防犯ですので犯罪的な行為を防ぐための装置であろうというのが防犯カメラ、監視カメラにつきましては、財産等を守るための監視といいたいでしょうか、そういう常日頃から見るのが可能とするような装置というふうに解釈しております。

以上です。

○3番（児玉孝徳君） おおむねあっております。今言われたとおり、防犯カメラというのは、監視カメラと違ってですね、監視カメラは犯人を特定するとかですねそういったのが目的です、防犯カメラは犯罪を防ぐのが目的なんです。防犯カメラも高いのから安いのもまで各種あるんですけど、防犯カメラにはダミーカメラというものもあります。例えば10台設置して、2台、3台ダミーカメラをつけていても防犯の役に立つんですよ、防犯という意味で。そういったことを踏まえてですね、予算の関係上、設置台数が少ない場合は、そういったのを1台、2台混ぜるとかそういった検討もされてはどうかということでお尋ねしたところでした。

次にですね、田舎にはですねコンビニとか商店が少ないです、日置市とか鹿児島市、霧島市、商店がいっぱいあります。商店にはですね防犯カメラが結構ついております。田舎にはついてないんですよ。そこでですね、田舎に防犯カメラが本当に必要じゃないかと、犯罪を防ぐ意味、それから犯人を特定するためにもですね。そ

ここで、私はですね商店や自治公民館などで防犯カメラを設置したときには、幾らか助成をすれば設置が進むと考えますが、これはですね集落のごみ収集所に不法投棄されることがあります、こういった場合にその対策も含めて防犯カメラの設置に対して助成ができないか、お尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 自治公民館や商店などに防犯カメラを設置した際の公費助成についてのお尋ねでございます。どの部分まで助成の対象とするのか、ただいま、商店等への防犯ということでありましたが、どの部分まで助成の対象にするのか、また、防犯カメラの画像情報をどういった形で活用するのかなど課題が多いと思われれますことから、そういった助成制度の創設は現時点では難しいと考えておりますが、専門的な見地から児玉議員さんが説明されておりますので、勉強はしてまいりたいと思います。

○3番（児玉孝徳君） 勉強をされるというようなことですが、安全なまちづくり、町長が進められるリサイクルの対策にもなると思います。是非、前向きに検討ということで要望いたしておきます。

では、職員による安全パトロールはできないのかお尋ねいたします。これは、兵庫県小野市の例ですが、小野市生活安全条例を制定し、市が安全・安心パトロールを実施しています。安全・安心パトロールは、地域を巡回パトロールすることによって事件や事故が起こらない、また、起こさせない地域社会を創造することを目的としております。体制は8台、専用カラーで赤色回転灯、スピーカーつきの車で、専任職員15人。実施日が月曜から金曜まで、市役所の休日は除きます。実施時間は、A勤務が8時45分から17時15分まで、これは7台ですね、B勤務が13時から21時30分まで1台でパトロールしているということです。

同じように大崎町も取り組みとは言いませんが、警察や安全協会、青パトやほかのボランティア団体任せでなく、町の臨時職員などが安全パトロールを行うことで、事件・事故の防止だけでなく、町民サービスの向上として、パトロール隊が町民の要望を聞いたり説明したりして、動く町役場としての機能でコミュニケーションが深まり、町民から頼りにされる、満足してもらえる存在になると思います。また、パトロールすることで、ポイ捨てごみ抑制や不法投棄の回収も行うことができると思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 職員による安全パトロールはできないかというお尋ねでございます。本町におきましても、本年5月中旬から、鹿児島警察官OB1名を危機管理統括職員として雇用しております。この職員が、小中学校の児童・生徒などに対する声かけ、公然わいせつ等の事案の報告があった場所等を中心に、各学校の関係者と連携をとりながら、青パトの公用車で防犯パトロールを実施しております、学

校現場からも安全・安心という部分で大変助かっている旨の連絡等を得ているところでございます。

また、地域安全モニターや少年指導員、交通安全協会など、多くのボランティアの方々にこれまでも御協力いただいているところでございますが、今後は、こういった関係団体の方々と一体となって安全・安心なまちづくりに向けた取組をできるように、この職員を活用してまいりたいと考えております。

なお、議員からお示しのありました兵庫県小野市の取組は大変素晴らしいものであると感じておりますので、今後の町政運営での参考にさせていただきたいと思っております。

○3番（児玉孝徳君） 安全・安心なまちとして、多くの人が住みたいと思う大崎町になるよう、今後前向きに検討をされるよう強く要望しておきます。

次に、菱田中跡地についてですが、現在、中学校の校舎などが解体され、菱田消防分団の詰所はできましたが、合宿所はまだできておりません。ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅には、4月の供用開始以来、多くのアスリートや高校生などがトレーニングに訪れています。しかし、地元菱田地区の方々は、あそこはどうなっているのか、いつから始まるのか、知らない方が大勢いらっしゃいます。

というのもですね、周りにはフェンスで覆われ、誰が来て、どんなことをしているのか全くわかりません。宿泊も、ホテル大崎とか志布志、鹿屋などに宿泊して、トレーニングセンターの周辺を歩く選手は誰もいません。宿泊施設はつくらないのか、いつできるのか、菱田中跡地はどうなるのと聞かれる方も大勢いらっしゃいます。

そこで、合宿所の進捗状況はどのようになっているのか、お聞かせください。

○町長（東 靖弘君） これまで、合宿所につきましては、株式会社OTCと協議を行ってまいりましたが、合宿所の使用につきましては、ことし4月にオープンしましたジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の利用状況と密接に関係があり、実際の利用状況を確認しながら慎重に決定する必要があるとの結論に至っております。これに伴い、おおむね半年間、ことしの9月頃までは、利用状況や予約状況を注視しながら、必要に応じ株式会社OTCと、合宿者のターゲット層、規模やグレード等の仕様について協議を進めていく予定としております。

○3番（児玉孝徳君） 半年間は利用状況を見て決めたいということですが、合宿所の課題はどのように考えられておりますか。

○町長（東 靖弘君） 合宿所に特化した施設は、その性格上、数年にわたる稼働の見込みが低くて、どうしても閑散期のできる可能性が高いと考えられております。そ

のため、実際の合宿の状況を見極め、それに合致したターゲット層、規模やグレード等の仕様、及び一般の宿泊者を受け入れるか否かなどの運営方法を検討するなど、最小の経費で最大の効果が得られるよう費用対効果等を慎重に見極める必要があると考えております。

○3番（児玉孝徳君） 最小の経費で最大の効果が得られるよう考える必要があるというのですが、やはりですね早くつくってもらわないと、菱田地区の方がちょっと納得されてない部分があるんですよ。

現在、志布志のほうで複数ホテルの計画や既存のホテルの売却の話もあります、公用地の競売の話もあります、そこにまたホテルができるという話もあります。生き残りをかけた競争がですね激化すると予想されております。今のうちから、菱田中の跡にいついつまでには合宿所ができ、さらに利便性などのPRもしていかないと、利用される宿泊客が志布志などの他のホテルに取られ、固定化されてしまうんですね、菱田の周りに何も無い、菱田中の跡地の合宿所に泊まる客が来ないことも考えられます。

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅は、菱田地区ににぎわいにつながると、町長は機会あるごとに今まで言われてきましたが、今の状況では賑わっているとは誰も思っていない。供用開始されていることすら知らない方が大勢いらっしゃる状況ですから。

私たち菱田公民館分館ではですね校区民の方が見学して施設を知る機会があるように、9月ぐらいに、誰でも参加できる見学会を予定しております。さらに、外周路は誰でも無料で使える、中の施設も、料金はかかるがトレーニングルームや屋内競争路も使え、お風呂やサウナも使えることなどを機会あるごとに話しています。大勢の方が訪れ、周辺のにぎわいにつながると考えますが、町長、もう一回考えをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） たびたびテレビとか新聞等で報道されて、いろんな方々が合宿に訪れているということで、表面上は、報道関係されている面では非常に大きな成果が上がってきていると思っております。

お尋ねの、合宿所が菱田中学校跡地にできていないことから、やはり閑散として、閑散といいましょうかにぎわいがつुकれていないというその御指摘でありますので、その分については、そういった協議を調えながら、なるべく早く結論が出ていくように取り組んでいきたいと思っておりますことと、やはり菱田中学校跡地に合宿所をつくることによって、中学生とか高校生とかそういった、あるいは大人もですけど、競技場の前に合宿所があるということが最善のことであるということは、もう望まれていることでもありますので、若干、ほかのホテル建設から遅れてい

る部分がありますけれども、建築した上で、その利点は十分生かして、にぎわいを感じていただくようにしてまいりたいと思っておりますことと、ただいまの御説明の中で、やはり菱田地区の皆さん方は供用開始していることを知らないということで、それではいけないということでそういった施設の見学とか、あるいは利用の仕方とかそういったことをちゃんとやろうということでそういう機会をつくっていただくということは大変ありがたいと思っております。

自治公民館長研修会等でもそういった説明をするわけではありますが、行っていただかなければ、実際の競技場のすばらしさとかいうことはなかなか理解できませんので、まだその周知が足りないという部分についてはしっかりと対応してまいりたいと思います。

○3番（児玉孝徳君） 町長も、今、菱田地区の活性化ということでお約束していただきました。今後、十分に計画・検討され、適切な合宿所となるように期待して、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 次に、10番、小野光夫君の質問を許可いたします。

○10番（小野光夫君） 4年ぶり一般質問をしますが、緊張感を持って質問いたしたいと思えます。

私は、さきに通告しました3件について、町長の所信を伺います。1つ目はリサイクル事業について、2番目に空き家対策、3番目に地域コミュニティの在り方について、以上、3件を質問します。

まず、第1点、リサイクル未来創生奨学金助成の申し込み状況と合わせて、大崎町奨学金の今年度の貸与数についてであります。この奨学金は、産官学の協力のもと、ごみリサイクル事業からの安定した収益とふるさと納税の一部と、そして寄附金が原資になっております。人口減少に少しでも歯どめをかけ、大崎町の若者が県外で活躍し、やがて大崎町に帰り、地域の活性化に寄与していただくために支援するものであります。もう既に、この2つの奨学金貸与については結果が出ているはずでありますので、状況と、その結果等を伺います。

○教育長（藤井光興君） お答えいたします。

リサイクル未来創生奨学金のローンの借り入れにつきましては、鹿児島相互信用金庫大崎支店において取り扱っているものでございますが、昨年11月からの制度開始以降、現在13名の方が借り入れされています。また、大崎町奨学金の今年度の決定した貸与人数は3名で、継続分を含めると、現在貸与している人数は15名でございます。

以上です。

○10番（小野光夫君） ただいま説明がございました。この新しい未来創生奨学金に

よって、町の教育委員会、2つとも教育委員会なんですが、町の申し込みが少ないということで、総体的にはもうパイが決まっておる状況ですので、どっちにか偏った申し込みがあるのかなと思っております。

13名、そして教育委員会がやっておる奨学金が3名ということで、この人たちが借りて、将来帰っていただくということが目的でありますので、そうなるように期待はしておりますが、それが100%期待できるわけでもありません。

この制度の概要についてちょっと調べてみますと、現在、在学している人でも申し込みができるという規程がありますけれども、この中でそういう人が何件あったかお聞きいたしたいと思います。

○教育長（藤井光興君） それについては、残念ながらわかっておりません。

○10番（小野光夫君） 途中で未来奨学金を借りられる方が何名かいらっしゃるでしょう、把握しておりませんか。

○教育長（藤井光興君） 管理課長の答弁とさせていただきます。

○教委管理課長（川添俊一郎君） お答えいたします。

リサイクル未来奨学金のローンにつきましては、鹿児島相互信用金庫で貸付を行っておりますので、人数までは把握をしておりますが、その方々が在学中なのか、新入生なのかというところまでは数字的に把握していない状況でございます。

以上でございます。

○10番（小野光夫君） まず提案したのがですね、大崎町主導でやっているわけですから、それぐらい把握するのが当然だと思うんですが。やっぱり他人任せではいけないと思いますので、そういう把握もですね、我々も知る権利もありますし、やっぱり途中から必要な方もいらっしゃるんだなということで喜んでもらっている方もいらっしゃるんだなということも享受する必要があるかと思えます。そこら辺もですね今後は把握していただきたいなと思っております。

これがどんどんどんどん広がっていきますと、増える可能性もありますよね。去年入られた、ことし入られた、借りられなかった、来年また申し込むという方もいらっしゃると思いますので、それは情報が提供されれば、それを利用したいという方はいらっしゃると思います。今後、注意していただきたいと思います。

それから、この奨学資金はリサイクル益金、それとふるさと納税、それから寄附金が積み重ねて原資になっておりますけれども、これから毎年毎年取り崩していくわけですから、今後ですねやり方というのは、また相信といろいろ協議をされると思うんですが、リサイクル益金のほうは毎年750万円ぐらい、定かでないんですが、それぐらいはあるだろうと。そして、ふるさと納税をまた足していくのか。当分はこれで足りると思いますけれども、あるいはまた、寄附金はどうするのか、

そこら辺はどういう見解をお持ちですか。

○町長（東 靖弘君） 済みません、私のほうで答えさせていただきます。

リサイクル未来創生奨学金制度につきましては、ふるさと納税から1億円、それから民間の寄附から100万円、そしてまたリサイクルの益金から100万円という形で原資をつくってスタートしておりますが、当面はこれですぐさま補助が始まるわけではありませんので、このまま進めていきたいと思っております。また、10年、20年する段階で原資がなくなった段階では、またふるさと納税のほうから入れて基金をつくっていきたいと考えております。

○10番（小野光夫君） はい、わかりました。

それでは、次にですね大崎町SDGs、いわゆる持続可能な開発目標推進宣言がありましたけれども、これはことしの1月14日に宣言されたもので、また昨年12月21日は第2回ジャパンSDGsアワード内閣官房長官賞を受賞されたと。これまでリサイクル事業に取り組んできた本町そのものが評価されたもので、これは町民全体の喜びでもあります。

このSDGsについては、今年度中に5カ年計画を策定するというのですが、これまでが資源循環型の社会づくりをしようとしていたのが、どんどんどんどんグローバル化になってまいりました。どこまで進化していくのか予想がつかないというのはちょっと大げさなんですけど、かなり進化しているんじゃないかと思っております。

今回質問するのは、リサイクル留学プロジェクトの取組について記載されております、このSDGsの中に経済、環境、社会、この3つの取組の中で、その中の社会の方面にリサイクル留学プロジェクトという項目があります。これについて、目的とその内容についてお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 御質問にございますとおり、本町は12年連続日本一の資源リサイクル委事業を中心とした様々な取組を行い、持続可能な社会の実現を追求する大崎町SDGs推進宣言を行いました。

さて、大崎町SDGs推進宣言を行った際、北海道東川町など日本全国各地の自治体連携を進めていくこととしており、その1つの取組として、御質問のリサイクル留学プロジェクトがございます。

昨年12月に、本町と東川町及び慶應義塾大学SFC研究所との間で、日本と世界の未来を育むリサイクル留学生プロジェクトの研究・開発と推進に関する協定を締結し、本プロジェクトの推進、人材育成、人的及び物的資源の活用などを連携事項として取り組むこととしております。

本プロジェクトの目的は、日本で唯一の公立日本語学校を営む東川町と日本一の

資源リサイクルシステムを持つ大崎町、慶應義塾大学SFC研究所の連携により、日本、さらにはグローバルに未来を先導する社会システム構築と人材育成を推進することとしており、内容といたしましては、東川町にて日本語教育を行い、語学力の高い人材を確保し、その後、大崎町においてリサイクル技術を指導することで持続可能な社会の形成及びグローバルに活躍する人材育成に取り組もうとするものであります。

今回はテストケースであり、ふるさと納税制度の目的型寄附、ガバメントクラウドファンディングを活用して、現在、JICA事業により技術支援をしているインドネシアからのリサイクル留学生の来年春の入学を予定しております。テストケースにおける効果検証を行った後、次の段階では介護福祉分野での人材不足や言葉の壁といった課題の解決を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（小野光夫君） 説明がありましたけども、まだちゃんとした、学校の設立ということで目に見えた過程といたしますか、それがあまり感じられないと感じたんですが。

私も、昨年12月、中央公民館でありました北海道東川町の挑戦という映画を拝見させていただきました。大変感銘を受けたところです。文化都市の位置づけで東川町立東川日本語学校が認可され、そのデータを見ますと、6カ月及び1年の長期コースというのがあります。3カ月以下の短期コースもあります。2018年の6月の短期コースで2,500名を超え、また9月の長期コースが150名を超えたということが記載されております。大変たくさんの方々を訪れて研修しているんだなと思って、びっくりいたしました。

北と南の2つの町が、今、町長から説明がありましたように、日本と世界の未来を育むリサイクル留学プロジェクトをお互いに交流会を持っておられます。その中で、これから先の学校設立については、総合戦略が来年まで、そして、3次の総合計画が32年で終わります、平成でいえば32年で終わりますけれども、それ以降に今年ですか、来年ですか、これが作成されるということでありましたけども、その辺の過程ですね、どういうふうにして、今回は留学生をテストとして入れるということでしたけれども、なかなか先のことが全然わからない、この内容もわからないということで、最終的にはうちのほうでリサイクル関係を習得して、自国のほうでリサイクルに取り組んでもらうという、世界の環境のやさしい国づくりをされるんだろうと、それが目的だろうと思いますが。

この総合戦略、あるいは総合計画との整合性、そして、寄附金が250万円に対して、91人から256万6,000円、これはふるさと納税の目的寄附で集めら

れたものだと思うんですが、この寄附金についての使い方ですね、どんなふうにご利用のか、そこら辺はどうなるのでしょうか。

○企画調整課長（上橋孝幸君） まず、1点目の総合戦略並びに総合計画との関連性についての御質問でございました。

議員さんがおっしゃるとおり、町長は常々、最終的には日本語学校を設立したいという思いがあるようですので、総合戦略につきましては今年度で終了ということになりますので、本年度中に新たな総合戦略の策定に取りかかるということになっております。

それから、総合計画につきましては来年度末を持って終了いたしますので、来年度改定を予定しているところでございますので、その点についてはまた町長と御相談しながら、計画に盛り込むかどうかというのは判断させていただきたいと思っております。

それから、ふるさと納税の目的型寄附金ということで、約250万円御寄附をいただいたところでございます。使い道としては、今現在予定されているのがリサイクル留学生に係る学費と、それから滞在費、それから渡航費等の一部を充てるというふうに予定をしているところでございます。

以上です。

○10番（小野光夫君） もう1つ、JICA事業との関連があるのか、ないのか。それから、この寄附によって何人ぐらいの生徒を受け入れて、どれぐらいの期間、学習してもらうのか。すべての経費が無料になるのか、大崎町が負担するのか、そこら辺どうなるのでしょうか。

○企画調整課長（上橋孝幸君） まず、1点目のJICA事業との関連でございまして。

今回のリサイクル留学生の事業につきましては、今、JICA事業でジャカルタのほうで支援をするということで聞いております。ですので、今回はテストケースとしてジャカルタ州の行政の職員の方を2人予定しているところでございますので、JICA事業とはやはり密接な関係があるのかなというふうに思っているところです。

それから、経費の負担のことについての御質問でございました。今のところは250万円を上限に支援したいというふうに、ジャカルタ州のほうには情報提供はやっているとところです。大まかその範囲内で授業料、滞在費かれこれ賄えるということで想定はしているところです。

それから、経費負担につきましては、一番大きなものはガバメントクラウドファンディングで寄附をいただいた250万円を考えております。今後、2人、現段階で予定しているということで、それがどうしても不足する部分が出てまいらうかと

思います。その件につきましては、大崎町と東川町のほうで経費の負担については、今後協議をしていくというようなことでございます。

以上です

○10番（小野光夫君） 基本的なことを伺います。東川町で日本語学校、そこで日本語を勉強して、日本語ができる人を受け入れるというそういう連携になりますかね、関連性はどうなるんでしょうか。インドネシアの人を呼んでするというんじゃなくて、東川町の日本語学校で学習した人を受け入れるとなれば、大体年間、人数的にはどれぐらいなんでしょうか。

○企画調整課長（上橋孝幸君） 今、議員さんがおっしゃるとおり、一旦、東川町のほうで日本語を勉強していただく。おおむね期間は1年というふうに想定しておりますけれども、その中で、まずジャカルタ州政府のほうに条件として提示しておりますのが、まずは年齢は18歳以上ですと、それから大学等の進学実績がある者、そして日本語能力試験がN5以上の方というふうに想定しておりますので、まず、北海道の東川町に来る前に基本的な日本語は理解されているレベルの方を東川町に来ていただいて、さらに日本語を習得していただくというふうなことでございます。

以上です。

○10番（小野光夫君） これからいろいろ策定されるということでありまして。我々議会にもまたお示しできるだろうと思いますが、まだわからない点もたくさんありますので、12年連続日本一の本町の使命でもあるのかなと思っております。そのときはまたいろいろと議会で議論をいたしたいと思っております。

次に、世界的な食品ロスの問題です。日本では、年間2,000万トンの食品廃棄物が出され、そのうち、お店などの売れ残り、期限切れの食品、食べ残し、本来食べられるはずの食品ロスが500万から800万トン。わかりやすく表現するならば、1秒間に860個のおにぎりを捨てているのと同じぐらいだということの記事がありました。

私たちの町でも、平成13年より生ごみの収集を始められ、草木等を混ぜて堆肥をつくって販売しております。私も町長も、話をした段階では、朝早く生ごみを捨てる担当だという話をしたことがありますが、そうですね。私もきのう5時10分頃、生ごみをいっぱい持って行って捨てて、そして箱をまた1つ準備しておいたら、帰りに通ったら、その箱はそのままありましたので、少ない日だったんですが。そういうことで、家で食べさせていただく代わりに生ごみを捨てる担当しております。本当にですね日によってはたくさんの生ごみが捨てられる。仕方がない生ごみと、まだ本当は食べられるはずの生ごみが、中を開けますといっぱい入って

おります。

賞味期限のものもあると思うんですが、本町でも周知徹底し、家庭の食品ロス削減運動をすべきではないかなということが、リサイクル12年連続日本一になった我々の町の使命ではないかなということを思ったりしておるんですが、このことについて町長はどのようにお思いなんでしょうか。

○町長（東 靖弘君） リサイクル事業について、前向きな御提案をいただきありがとうございます。

食品ロスにつきましては世界的な問題であるにとらえております。日本での食品ロスは、食品由来の廃棄物が約2億8,000万トン廃棄され、その中の食べられる分の量が6,000万トンを超えており、国民1人当たり直すと年間51キログラム、毎日中盛りの御飯1杯分を捨てている計算になります。大崎町の人口に換算しますと、年間688トンもの食べられる食品を捨てていることになります。

そこで国は、食品ロスをなくする取組として、平成27年10月に、長野県松本市で始まり、全国の自治体に広がった3010運動を国も推奨しており、そのほかにも、食べきりの促進、食べ残し料理の持ち帰り、外食のときは食べきれぬ分の注文や、家庭では冷蔵庫の中身の把握をしての買い物など、国はホームページ等でお知らせをしておりますが、浸透による食品ロスの減少に至っていないのが現実であります。

議員さんの御提案であります町内家庭への食品ロス削減運動を自治体主導で展開との御提案であります。非常によい御提案であるにとらえております。何が原因であるか、どのような形で取り組んだほうがいいのかと検討したところ、冷蔵庫や家庭に何かあるかを把握しないで買い物に行き、不要なものや二重に購入がなされているようでもあります。そこで、買い物に行く際、必要なものをメモし、購入されるように、広報紙や各自治会の総会、研修等の場を通して、買ったものを必ず使い切れるよう周知し、町民意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

それと、食品ロスについては世界的な問題・課題になっているわけですが、政府においては、令和元年5月31日に、法律第191号で食品ロスの削減に関する法律が成立し公布されたところでございます。要は、先月のことであります。この法律は食品のロスの削減に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにして食品ロスの削減を総合的に推進することとされているということでありまして、この法律によりますと、国も県も市町村も、食品ロス削減推進計画を策定することが義務づけられているところでございます。

先月の法律の公布でありますので、すぐさまそういう策定計画が進むわけではありませんが、この食品ロスについては非常に重大なこととして国全体をとらえてい

るということでありまして、私たちもこの法律を根拠にした推進計画を策定するというに進めていくことになってまいりますけれども、やはり住民一人一人に食品ロスという問題では、食べる前に処分してしまうということがロスにつながっているわけでありますので、以前ありましたような、やはり「もったいない」というそういった言葉の普及とかそういったものは、皆さん方に周知していくということも非常に大きなことかなというふうに思っております。

○10番（小野光夫君） 周知徹底するということでありました。SDGsではですね2030年までに半減するんだということも示されておりますし、本町からの生ごみからつくられる有機肥料、年間294トン製造しているといわれています。

循環型の社会で大変素晴らしいことなんですけれども、せっかくSDGsの宣伝をされておりますので、生ごみは可能な限り出さない、それが基本ではないかなと思うんですね。今までは出して、それを堆肥にして循環型の社会を形成しておりますよという本町の、これはすばらしいということで大変評価をいただいたんですが、それじゃなくて、もう生ごみは可能な限り、本町では出さないようにしていますというのが、やはりリサイクル率12年の評価に値するものではないかなと思っております。やっぱりこういうことも考えながら町民に周知徹底していただきたい。

SNSを見ますと阿久根とか、あるいは指宿、それから薩摩川内、ポスターをつくっております。この中に、さっき町長が言われたように、3010運動、これを守りましょうということですね。我々、行政の中では飲み方ではそのことを言われておりますけれども、家庭とかいろんな会合ではそういう話は全然出ないんですね。やっぱりこれは自分たちだけで収めるんじゃなくて、町内全体に広める必要があると。川内ではですね毎月10日「もったいないクッキング」で、これまで捨てられていた野菜茎、皮などを上手に活用した料理をつくってみましょう、そして30日「冷蔵庫クリーンアップデー」、賞味期限の近いものから優先的に使用して冷蔵庫を整理しましょうというポスターをつくっておりますね。これを冷蔵庫に貼ったりすれば、かなり、料理をする男性の方いらっしゃるかもしれませんが、奥さん方は大変、「ああ、だった」ということで、少しは貢献できるんじゃないかなと思っておりますので、やっぱり行政のほうでそういうポスターをつくって配布して、冷蔵庫に貼ってくださいということの協力をお願いするというのも必要かと思えます。

それから、空き家対策に進みたいと思いますが、本町でも結構な、今回、我々選挙がありましたけれども、選挙前に皆さん、ずっといろいろ情報等を持って回っておられました、私も回ったんですが、本当にですね多いですね、空き家は。特に感

じたのが、上町のあの通りから下のほうですね、びっくりしました。もう空き家が多いですね。田舎のほうは多いだろうという想定でございましたけれども、まちのほうも結構空き家が多いということで、東京とかそういうところも多いということを知っておりますので、田舎だけではないと、都会のほうでもそういう実態があるんだということで、大崎町もしかり、まちの真ん中も空洞化になりますけど、空き家が多いということで、これはもう本当にどげんかせんないかんということのひとつに入っていると思っております。

今ですね大崎町のほうでも調査されております。この中で、空き家が一体どれくらいあるのか、そして放置空き家というのが位置づけされております、管理されていない、そういうのがどれくらいあるのかお聞きいたしたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 本町の空き家状況につきまして、平成27年度に、今後の空き家対策を推進する目的のために、町内全域の実態調査を行いました。その時点での調査結果となりますが、町内の空き家は987件で、内訳としましては、現状使用可能が470件、補修が必要な物件が195件、廃屋が322件であるとの結果が出ております。

○10番（小野光夫君） 結構な数字ですね、まだあるのかのかもしれませんが。

平成20年度調査で18.2%まちがいなのかわかりませんが、当時からすれば結構増えていると思っております。特定空き家、その中で倒壊のおそれがあるものもあるんですが、危険家屋の解体補助金も始めておりますが、空き家バンク制度が、今、本町で設置されておりますが、インターネットを見ますと大崎町の22件の件数で載っておりますね。その中で、どういう仕組みになっているかわかりませんが、インターネットを見て、それを申し込んで、どこまで行政がタッチしているのか、そこら辺ですね、その仕組みですね、成果、結果がどうであったか、そこら辺を説明をお願いいたしたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 空き家バンクの制度につきましては、町が空き家所有者からの情報をもとに物件情報を作成し、公開し、利用希望者と所有者をつなぎ、空き家物件の活用を図る制度であります。本町におきましては、平成24年度の運用開始以降、広報紙やホームページ、集落総会において空き家登録の呼びかけなどを行ってきており、これまでに99件の物件が登録されております。

また、町ホームページに掲載されております物件について、これまで多くのお問い合わせをいただいておりますが、利用希望者が実際に借りると決められた際は、利用者登録を行っていただいた上で所有者とつなぐこととしており、これまで126人の方が利用者登録され、58件の物件が賃貸または売買の契約に至ったと伺っているところでございます。

以上でございます。

○10番（小野光夫君） 済みません、もう一度、その後ろのほうをですね、55件とかそこら辺をちょっともう一回お聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） これまでに126人の方が利用者登録をされ、58件の物件が賃貸または売買の契約に至ったということでございます。

○10番（小野光夫君） インターネットに載っております22件というのは、あれは本町が関わった案件なんですか。その中で成立したのは何件あるのか。今のお話では、126人で58件借りがあったり、あるいは売買があったりしたということなんでしょうかね。

○企画調整課長（上橋孝幸君） ただいま町長の答弁の中でいろいろ件数とかあったようです。空き家バンクにつきましては、平成24年度から開始しております。平成24年度から現在に至るまで、延べの登録件数が99件でしたという意味でございます。そのトータルの中で、これまで58件の物件が賃貸もしくは売買が成立したというところで、現在ホームページ上で示されている物件については、現在募集といたしますか情報提供をしている物件でございます。

以上です。

○10番（小野光夫君） きょうの新聞でしたか、空き家バンクはどこも取り組んでいるんだけどなかなか成果が出ていないということで、担当職員を置いてですね空き家バンク制度の利用をもうちょっと有効にしようということで新聞に載っていましたが。

本町は、今、24年からですから、それが結構成果を出している状況なのか、これでは足りないのか、課題があるのか、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○企画調整課長（上橋孝幸君） ただいま空き家バンク制度の成果についての御質問でございました。非常に答えにくいところではあるんですけども、ただ、我々としては、あくまでも仲介するのではなくて情報提供をするというのがこの空き家バンクの制度でございます。その中で、これまで99件の登録があって、そのうち58件はなにがしかの契約がされているということを考えますと、制度的には有効に活用されているのかなというふうに考えています。

以上です。

○10番（小野光夫君） これはですね空き家がこのままであればいいですけど、年々増えてくるということも頭の中に入れて、仲介して売り買いしても、さらにまた増えていくんだということを頭の中に入れ込んでしないと、これはもうずっとこのまま多くなる一方ではないですか。そこら辺ですね、状況を見ながら、また判断をしていただきたいなと思っております。

それから、3番目、危険家屋の解体補助事業を今回しておりますけれども、制度的にもいいなと思っているんですけど、大変厳しい面があります。これまで何件の申請件数があったのかをお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 解体補助事業につきましては、6月3日から7月1日まで、事前審査申請書の受付期間でありますことから、現在申請書受付はございませんが、申請に向けての問い合わせなどは十数件ほど受けている状況でございます。

○10番（小野光夫君） たしかですね今月の何日かで締め切り、申請が上がっているという状況がインターネットに書いてありますけれども。今から審査をしてされると思います、なるべくたくさんそういう案件が成立すればなと思っております。

時間の関係で、次に地域コミュニティの在り方について質問いたします。これは、私も以前質問しておりますし、同僚議員も前回しております。このことはですねあまり当たりすぎると大変な問題になります。でも、これは一番大事な、根本的な大事なことなんです。

本町の自治公民館数が142あったんですが、今145になっております、増えております。なのはなエコタウンとシャルム大崎と、あと1件どこなのかわかりませんが、自治公民館数が増えておりますね。自治公民館というのは下請的な存在で、地域づくりの要であると思っております。それで、この自治公民館に入らなければいけないのか、入らないでもいいのか、その拘束はない。いわゆる任意団体ですから、歯がゆい面もあるんですよ。

最近では、昔と違って、それぞれの仕事が千差万別でありながら、地域でのつき合い、あるいは地域の人にはお世話にならないという人と人とのつながり、それを嫌う人も出てきているんじゃないかなと思っております。

第1次・第2次総合計画の中でも、現状と課題ということでちゃんと書き込まれておるんですが、なかなかそこに踏み込んで対策がとれないというのが事実です。第1次が80%ぐらいでしたか、第2次が69、現在の加入率は一体幾らぐらいなのかお聞きいたしたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 本町における平成31年3月末現在の世帯数は6,718世帯でございますが、このうち4,598世帯が自治公民館に加入しております。加入率で申し上げますと68.44%となりますが、前年同期、平成30年3月末と比較いたしますと、1.7%の減となっております。

○10番（小野光夫君） かなりパーセンテージ的に、これはもうどんどん、毎年毎年広がっていきます、加入率がないと。じゃあそこです、加入についてのメリットというのはどういうことがあるのかお聞きいたしたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 加入者個人のメリットについては、住民の皆様の生活環境や意

識の多種多様化に伴い、それぞれ考え方に違いがありますので、一概にこれがメリットであるとはお答えしにくいのですが、やはりコミュニティの輪が広がることが上げられるのではないかと思います。

地域内の各種行事に参加することにより、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の地域住民と接する機会が多くなることで、お互いに住みよい地域環境が生まれ、また万が一の災害発生時等にはお互いに声をかけ合い、助け合うことができる環境も生まれてくるのではないかと考えます。また、顔なじみになることで、地域に育つ子どもたちを地域の皆の目で見守り、大切に育てていくことも期待できるのではないかと思います。

さらに、地域に根づいた伝統行事や様々なイベントに幅広い年齢層の住民が参加することにより、高齢者は子どもたちから元気をもらい、子どもたちは地域の歴史を知り、豊かな感性を持つ人間味あふれる大人に育っていってくれるのではないかと思います。

このほかにも、自主防災組織としての活動により、自己防衛手段の習得など、その地域の取組によってメリットととらえることができるようないろいろな事柄があるものと思っております。

○10番（小野光夫君）　そういうメリットをですね本来ならば大崎町民1万3,000人が共有しなければならないんです。しかし、60何パーセント以外の人、そういうものは先ほどから、一般質問の中でもいろんな情報提供の例が出ましたけれども、それが本当は情報が流れていない。一番端的なものは、大崎町広報紙です。あの中を見てください、大崎町のいろんなものが記載されています。医療から教育、建設それぞれの担当のことが情報として入っております。あるいは町内の出来事とか、あるいは、例えば今月であれば6月の行事、こういうものがありますよというお知らせがあります。ですから、その情報が伝わっていない。いや、逆からいうと、伝えなくてもいいのかという法律的なものが問題になってきています。当然知る権利もあります。ですから、これほどこの市町村も一番頭の痛いところです。ですから、私は、この情報というものを共有する、共有あってこそですね大崎町の明るい未来があるんですよ。大崎町は大変すばらしい、こういう制度もあるんだなということで興味を見せられる方もいっぱいいらっしゃると思う。しかし、集合住宅とか、例えば、今、集合住宅なんかは全然、いっぱいこれからできますよ、そういうところには情報紙は行きません。

これとあわせてですね、3、4、5あわせてなんですけど、促進について、何かすることはないのかなと思っております。これについて町長はどう。

○町長（東 靖弘君）　自治公民館の加入者においては、広報紙とか議会だよりとかす

べて配布されておりますので、読んでいただいている方はおおまか町政の状況とわかるだろうと思っております。

御指摘がありましたように、加入されていない方々にはこの情報は届いてないということで、これは1つの課題で、非常に大きな課題であろうと思っております、同じ大崎町民として大崎町の情報を共有するということが当然必要なことでもありますので。

それで、その課題を解決する手法として、本町におきましては、金融機関とかコンビニとかあすばるとかいろんなところに広報紙を配布させていただいております、それを見ても、かなりの人が広報おおさきを取っているという状況が見えますので、長いことそれ続けておりますから、ある面ではすべての人が、加入されていない方が情報が入ってこないというわけではないだろうと思っております。

ただ、これは非常に難しい問題で、本当に加入されていらっしゃる方々から見ると、そこまで行政として対応するのかということの指摘が出てくるかもしれないということもありますが、ただ、最善の解決方法といたしましては、先ほど説明しましたような手段でやってきているということは御理解いただきたいと思います。そしてまた、御指摘があったことは事実でありますので、どれが最善の方法なのかということは、我々も課題として整理していかなければならないだろうと思っております。いい答えにはなりませんけれども、課題であるということは十分認識しております。

○10番（小野光夫君） 自治体によってはですね地域担当職員が配っているところもあります。例えば中沖地区、そういうところ、あるいは自治公民館長協議会と協定してお願いをして、自治公民館長さんに1件幾らでお願いしますと、配って下さいね、1件幾ら、そういうところもあります。あるいは、そういうところは直送で情報提供をしているところもあります。

だから、私が言わんとしているのは、町が本来情報提供していただきたい情報を知らなくてもいいのか、知らせないのか、経費がかかるから、どちらが大事かということですね。大変難しい問題だと思いますけれども、そこら辺ですね、やっぱりこれは永遠の課題だと思うんですけど、何かいい対策ができればなと思っております。検討していただきたいと。

それから、集落の統廃合問題、これも限界集落がどんどん増えてきているということで、人口減少、あるいは高齢化社会に入って高齢者がたくさんいると、そういう中で集落を維持できるのかという問題。もう結構、今の大崎町のあれを見れば、集落が3人で集落をつくっているところ、5人、6人、7人、8人、10人未満でつくっているところが10何件ありますね。果たしてこれが集落を維持できるのか

など思えば、どうしても3次総合計画の中ではちゃんとうたうと、うたうだけじゃないんです、1次、2次ではずっとしなければいけないということだけ全然前に進まない、10年後にはどうなるかわかりませんよ。ですから、必ず自治公民館長さんと協議をしながらですね、大きな課題から、これこれこういうしたいことを話し合いたいということで前に進めていただきたいと思っておりますが、町長の見解をお聞きいたしたい。

○町長（東 靖弘君） 自治公民館の統廃合ということは、かなり以前から取り組んできているところでありますが、なかなか実現に至っていないというのが状況であります。

その背景にあるのは、我々はこういう説明をするけれども、集落で、果たして集落同士が統合しようとかそういう話し合いの場がなかなかつくりだしてないのかなということが考えられます。しかしながら、先ほども人口減少についての御質問があったところでありますが、これからさき、限界集落というところは現時点でも増えておりますけれども、かなり65歳以上の高齢者が半数以上を占める、しかも後期高齢者がかなり占めていく、そしてまた担い手が少なくなっていくという集落においては、伝統行事等もおぼつかなくなってくるというところはあることは目に見えておりますので、やはりそういった集落をどういう形で住民サービスができるようにしていくかということは、非常に大きな課題でありますし、これを課題、課題と言っているわけではなくて、ちゃんとやっていかなければならないというのはあります。

当然、集落の中の方々も思いは持っていらっしゃるかと思いますので、統合できるようなところについてはそういう方向で、何らかの形でこちらも発信できるようにしていきたいし、自治公民館長研修会等でもそういう説明をしてまいりたいと思っております。持続可能な集落を、持続可能な大崎町ということでよく言葉として使いますけれども、やはりそこにはみんなが共同で進めるような環境をいかにつくっていくかということは自治体の責務でもありますので、様々な形で発信しながら、それが解決できるように取り組んでまいりたいと思っております。

○10番（小野光夫君） やっぱりですね集落を統合することを念頭に置きながらしないと、これから集落の小さいところは奉仕作業も出られません。私のほうにも来ます、町で何かしっくりやいて、もう出て来られる人が少ないからって、そういう財政的な面にも影響を受けてきます。

戦後生まれの人、我々は戦後生まれですけど、かなり集落についてはですね理解をしていると思います。戦前生まれ、ここの中にもいらっしゃるかもしれませんが、80代、90代ぐらいの人はですねこだわってしまいます、「これは昔からこ

げんあったって」と言われたことも私はあります。ですから、やっぱりこういうことは町で主導をとっていかないと、向こうから来る話ではないですので、将来の町の財政状況、あるいは維持管理、そういうことを総体的に考えてですねそういう計画を進めていただきたいことを最後にお願ひしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

-----○-----

日程第3 議案第24号 小型動力ポンプ付積載車の購入契約の締結について

○議長（宮本昭一君） 日程第3、議案第24号「小型動力ポンプ付積載車の購入契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

議案第24号は、大崎町消防団中沖分団小型動力ポンプ付積載車購入計画に関するものでございます。

本案は、現在、中沖分団に配備されております小型動力ポンプ付積載車の老朽化に伴いまして、令和元年度石油貯蔵施設立地対策交付金事業により小型動力ポンプ付積載車1台を購入するものであります。

この購入契約につきまして、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（佐藤一郎君） それでは、御説明いたします。

議案の説明に入ります前に、仮契約に至るまでの経緯について御説明申し上げます。

本案につきましては、5月27日に指名委員会を開催いたしまして、県内の自治体での業務実績があり、入札参加資格申請のある業者4社を選定いたしました。その後、6月7日に入札を執行し、入札の結果、株式会社鹿児島消防防災が落札いたしました。また、落札業者に対しましては、この契約が地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を経なければならない契約となるため、議会の議決を経た後、本契約を締結する旨の説明を行い、同日、仮契約を締結したところであります。

以上が経緯でございます。

それでは、議案書に沿って御説明申し上げます。

議案第24号、小型動力ポンプ付積載車の購入契約の締結について。

1、契約の目的は、小型動力ポンプ付積載車購入でございます。2、契約の内容は、小型動力ポンプ付積載車1台。四輪駆動、五速マニュアルトランスミッション、ダブルキャブ型、主ポンプB2級でございます。契約の金額は、1,056万円でございます。契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。契約の相手方は、鹿児島県鹿児島市南林寺町16番6号、株式会社鹿児島消防防災、代表取締役、森利隆でございます。

また、仮契約書の中において、納入期限を令和2年3月5日までとしております。なお、2枚目に参考資料としまして入札執行調書を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

○8番（中山美幸君） お伺いいたします。まず、入札調書を拝見させていただきましたが、この小型ポンプ車本体の車種、どこのものか。それと、積載してあるポンプ、このメーカーについてお知らせください。

○総務課長（佐藤一郎君） 消防車、それから積載するポンプについてのメーカーの指定はいたしておりません。

○8番（中山美幸君） 以前にも私申し上げたと思いますが、同規格にとか、同種類にというような入札の仕方というのはどうなのかなと、私は疑義が発生するんじゃないのかなというふうに考えているんですが。同じ能力でありましても、やはりそれは機種、それから車両、そういったものを指定して入札をするべきではないのかなというふうに考えておりますが、担当者としてはどういうふうに考えていますか。

○総務課長（佐藤一郎君） 以前も同様の御質問をいただいたというふうにも聞いてはおりますが、今回の消防車両、それから積載するポンプにつきましても、以前御指摘のあったようなメーカー等の指定はいたしておりません。

といいますのは、消防車両につきましても、そのメーカーの車種等を指定するものではなくて、緊急車両として消防車が公道を走行し、適正な改良と言いましょるか、艤装という言葉を使うようでございますが、その改良をした後の車が、道路交通法をはじめ、いろいろな基準を満たしていることが前提条件としておりますので、車両についてはそういうことで、寸法とか積載量とかそういったことで仕様を指名しているところでございます。

ポンプにつきましても、同様の理由でその能力をうたっている、その能力についての基準を見てしていれば、最安値で入札をした業者と契約を締結するという段取

りで進めてきております。

以上でございます。

○8番(中山美幸君) それがおかしいんですよ。同一性の同一規格とおっしゃいますが、車についてはですね、皆さん買われるときに、じゃあ同一機種、同一性能でということカタログデータを見られたときに、同じのがありますか。それからポンプです。ポンプもインペラの形状、材質によっては耐用年数に差が出てくるはずで。そういったことを考えてるとですね、やはりしっかりとそこら辺は算定して、こういった性能で、どれが長持ちするか、そういったものを議論した上で、どのメーカーのどの形を指定して入札をすべきじゃないですか。もっと真剣に考えてください。

○総務課長(佐藤一郎君) 御指摘のやり方もあろうかと思いますが、同じ基準で入札をいたします関係で、艀装車ですので、いわゆる一般車両とは作り方が違うということで、どの工程で改良を加えていくかということで、その工程も変わってこようかと思いますが。その中で一番目的とする消防車両、ポンプを、こちらのほうが指定する内容をクリアしていることで、一番最安値のものと契約をするということで検討をしてくれておるところでございます。

○議長(宮本昭一君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれによって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第24号「小型動力ポンプ付積載車の購入契約の締結について」は、可決す

ることに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議がありますので、この採決は起立によって採決いたします。

議案第24号「小型動力ポンプ付積載車の購入契約の締結について」は、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（宮本昭一君） 起立多数。

したがって、議案第24号「小型動力ポンプ付積載車の購入契約の締結について」は、可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第25号 大崎町本庁舎耐震補強工事請負契約の締結について

○議長（宮本昭一君） 日程第4、議案第25号「大崎町本庁舎耐震補強工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

議案第25号は、大崎町本庁舎耐震補強工事の請負契約に関するものでございます。

本庁舎は、昭和52年に建設され、41年が経過しておりますが、平成27年度に実施した耐震診断の結果、庁舎2階部分が基準を満たしていないことが判明いたしました。

つきましては、防災上の拠点施設でもあります本庁舎の耐震工事に係る請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（佐藤一郎君） それでは、御説明いたします。

議案の説明に入ります前に、仮契約に至るまでの経緯について御説明申し上げます。

本案につきましては、5月27日に指名委員会を開催いたしまして、大崎町内の業者で、本庁の建設工事入札参加資格者格付による建築A級を有する3社を選定いたしました。その後、6月10日に入札を実施し、入札の結果、株式会社村岡工務店が落札いたしました。また、落札業者に対しましては、この工事が地方自治法並

びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を経なければならない契約となるため、議会の議決を経た後、本契約を締結する旨の説明を行い、同日、仮契約を締結したところであります。

以上が経緯でございます。

それでは、議案書に沿って御説明いたします。

議案第25号、大崎町本庁舎耐震補強工事請負契約の締結について、御説明いたします。

1、契約の目的は、大崎町本庁舎耐震補強工事でございます。契約の内容は、耐震補強工事、フタコラム工法8工面でございます。契約の内容は、6,776万円でございます。契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。契約の相手方は、鹿児島県曾於郡大崎町野方4647番地、株式会社村岡工務店、代表取締役、村岡博文でございます。

また、仮契約書の中で、工期を契約締結の翌日から令和元年12月17日までとしております。なお、2枚目以降に参考資料としまして入札執行調書と図面を添付してありますので御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

○7番（吉原信雄君） これ、今、町長の説明で、41年が経過したと答弁がありましたが、この庁舎をですなまた新たに建てることも可能であるんですね、41年経過してますので。耐震にすることはいいことだと思います。新たに建てる方向性を、町長も案があると思うんですけど、そこら辺を聞いておいてよろしいでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 庁舎が非常に老朽化しているということは、それで耐震性が無いという判断のもとで応急的にこの耐震工事の補強工事をするというところでございます。

庁舎の建設のことに触れてこられたところでございますが、本年の3月の施政方針の中で、そういったことも含めて検討もしていきたいということもお答えをしているところでありますので、やはり現庁舎は、地震等があったときに少しでも耐えられるような形での補強工事ということになりますので、あと、そのほかに、やはり庁舎建設ということも視野に入れた検討を開始すべきということで考えているところであります。

○議長（宮本昭一君） ほかにありませんか。

○4番（稲留光晴君） この耐震工事のですね図面、カラーの部分と立体、このカラーの部分は白い鉄骨がありますよね、この白い部分だけが補強になる。あと、断面図

は赤いところの部分だけ補強工事ということなんでしょうけども、私は素人ですからわかりませんが、このでかい本庁舎の耐震試験というか、ここの部分だけが補強すれば何ら問題がないということで、この工事だけなんでしょうかね。ちょっと設計者のなそういう、どこに強度が係ってというのは私は素人でわかりませんが、そこ辺をちょっと説明をしてもらえますか。この白い部分で問題がないということについて。

○建設課長（時見和久君） ただいまの御質問についてですけれども、庁舎自体をX軸方向、Y軸方向ということで診断するわけなんですけども、その結果としまして、1階、2階、3階のところを調査したところではいきますと、2階のこの赤い部分ですね、この部分が耐震性がないという結果が出まして、それを改修するということになります。

詳しく言いますと、この耐震性については、地震の力に対する建物の強度としましてISという強度の規格があるんですけれども、この、今設置する部分についてだけが、判定の結果0.4という結果となりました。この補強することによりまして0.69まで強度が上がるということになりますので、この判定結果によりまして、この部分だけでいいということになります。

○議長（宮本昭一君） ほかにありませんか。

○8番（中山美幸君） 今、建設課長のほうから詳しく説明がございましたけども、0.4が0.69に耐震度合いが上がるということですが、この数字上ちょっと私たち理解できない部分がございます、震度どの程度、もしくは直下であった場合にマグニチュード幾らぐらいまでの耐震になるのかということがまず1点ですね。多分この白い部分に集中して、そこが歪みが出てきて耐震がないんじゃないのかなど私は理解したわけですが、そういうふうにとれぐらいまで耐震が上がるのかということと、もう1点は、同僚議員が先ほど質問しましたが、町長からも答弁がございました、新しく庁舎を建築する場合の費用、それから、今回6,700万余り投入されて耐震化をされますが、この耐震化をされた時点で耐用年数というのがあとどのくらい延びるのか、そこら辺について算定がなされているだろうというふうに思いますが、そこらをもっと詳しく説明をしていただきたいというふうに思います。

○町長（東 靖弘君） 質問が3点ありましたので、そのうちの2点については担当課長のほうで答弁させていただきますが、新しい庁舎の費用ということでありますけれども、まだそういったことは全然積算しているわけでもなくて、現在、耐震工事をやって既存の建物がどれくらい維持できていくのか、御質問があったようにマグニチュードのM級の大きな地震があったとき、どれくらい、この庁舎が維持できるのかといったところ、そういったところも加味しながら進めていかなければならな

いわけでありますが、現在の庁舎を維持していくことの必要性とかそういったところも勉強していこう、そしてまた、将来、建てていくと、年度も何も決めているわけでもありませんので、将来、新しくつくるとしたら、どういふのをつくったらいいかということ職員で考えていこうかと。今の段階はそれぐらいのことです。

○総務課長（佐藤一郎君） 私のほうからは、今回の耐震工事による延命が図られるかという点についてですが、今回は耐震工事のみですので、それによって建物の延命が図られるということはないというふうに思っております。

なお、今回、この耐震工事を実施するに至った経緯につきましてですが、鹿児島県の建築物耐震改修計画の中で、平成29年度版ですが、大崎町の本庁舎も、この災害拠点施設に指定されておりまして、それについては耐震補強工事を行うことが求められておりますことから、今回、実施をお願いするものでございます。

私のほうからは以上です。

○建設課長（時見和久君） どれぐらいの震度で壊れるかということなんですけれども、今のこの耐震補強につきましては震度7、震度5の地震があった場合に、この建物が完全に壊れるおそれもあるということにはちょっと御理解していただきたいと思っております。

避難をする時間、今現在だと、地震が起きたときにすぐ壊れてしまうかもしれないと。そうすると人命の問題がありますので、耐震補強によりまして全員が屋外に避難できると、1分なり2分なり、この建物が保つという時間を保たせるための補強ということになります。

○8番（中山美幸君） 地震の規模、発生した場所にも私はよるだろうというふうに理解するんですよ。まず、逃げるための時間を延ばすということのような答弁をいただきましたけども、ところが、総務課長の答弁によりますと、拠点施設の指定であるから耐震をしたということですね。そうしたら、住民が避難する場合の、社会教育課の今の建物、公民館、そっちも耐震はなかったはずですよ。なぜ、これは並行して進めなかったのか。どちらを大事に考えているのか、私、総務課長の話を聞いて、あっと思ったんですよ、あれ、じゃあ住民のほうはどうでもいいのかなという事は考えていらっしやらないでしょうけども、そういうふうなとり方ができるのかなというふうに思いますけども。もういっそのこと、どれぐらいの規模で、どれぐらいの庁舎を新築したほうがいいのかというようにも、延命にはならないというように答弁もございましたので、もっと考えるべきじゃないんですか。そのほうが、将来的にはお金はかかってこないんじゃないんですか。今、いろんなものでPFIを進めるということもやっぺいらっしやいますけども、PFIを進めるのは

予算を今出さないだけであって、将来にわたってずっと子どもたちが払っていくわけじゃないですか。それと同じようなことでですねずっと将来のことを考えて、やはりなるべくお金を出さないと言いましょか、人口減少もありますから、そういったことも1つの考えの中に入れて計画をつくるべきじゃないんですか。町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 本日提案いたしております耐震補強工事については、補強するという必要性がありますのでこのまま御可決いただきたいと思っております。

やはり庁舎については、先ほども答えたんですけれども、どれぐらい維持できるかというところは非常に不安であるし、現在の構造でいいのかというのも、非常に手狭になっているということも不安であります。また、将来的には10年、20年、30年先の庁舎と考えたら、非常に少人数の中での庁舎ということになってまいりますし、また、一方では電算関係とか相当入ってまいりますので、そういった部屋を確保していくということがありますので、今、そういったことも含めて職員間で勉強してもらっているという状況であります。そういった勉強をしてもらっているところでもありますので、新しい庁舎の建設という部分については、そういうほうがいいんじゃないかということでございまして、そういった理解をしていただいているということは非常にありがたいことでもありますので、職員において、今そういういろんな施設等も調査研究しながら勉強している段階でありますので、前向きには取り組んでいきたいと思っております。

○議長（宮本昭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第25号「大崎町本庁舎耐震補強工事請負契約の締結について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号「大崎町本庁舎耐震補強工事請負契約の締結について」は、可決されました。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後2時58分

第 3 号

6月20日(木)

令和元年第2回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和元年6月20日
午前10時00分開議
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（7番，8番）
- 日程第2 議案第20号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第1号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第3 議案第21号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第4 議案第23号 大崎町森林環境譲与税基金条例の制定について
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第5 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1還元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第6 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第5号 固定資産評価員の選任について
- 日程第8 議員派遣の件
- 日程第9 閉会中継続審査・調査申出書
- 追加日程第1 発委第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一	7番 吉 原 信 雄
2番 富 重 幸 博	8番 中 山 美 幸
3番 児 玉 孝 徳	9番 上 原 正 一
4番 稲 留 光 晴	10番 小 野 光 夫
5番 神 崎 文 男	11番 諸 木 悦 朗
6番 中 倉 広 文	12番 宮 本 昭 一

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東 靖 弘	農林振興課長	中 村 富士夫
副町長	千 歳 史 郎	耕地課長	福 永 敏 郎
教育長	藤 井 光 興	建設課長	時 見 和 久
会計管理者	東 正 隆	農委事務局長	川 畑 定 浩
総務課長	佐 藤 一 郎	水道課長	高 田 利 郎
企画調整課長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	川 添 俊一郎
住民環境課長	小 野 厚 生	社会教育課長	今 吉 孝 志
保健福祉課長	相 星 永 悟	税務課長	本 高 秀 俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	下 村 俊 郎
次長兼調査係長	宮 本 修 一
次長兼議事係長	垣 内 吉 郎
庶務係主幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） おはようございます。

これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、吉原信雄君、及び8番、中山美幸君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第20号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第1号）

○議長（宮本昭一君） 日程第2、議案第20号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） ただいま議題になりました議案第20号、令和元年度大崎町一般会計補正予算（第1号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、6月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、6月6日に全委員出席のもと委員会を開き、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,446万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億5,185万4,000円とするものであります。補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、款5、目1、節11需用費、節12役務費、節14使用料及び賃借料の里山林総合対策事業201万円について、委員から説明があった野方の角堂の道路は県道と思うが、建設課でも同じような事業を実施している。建設課の予算を充てれば今回の予算は別の箇所に活用できたのではないかとの問いに対し、事前に建設課と協議した結果、建設課において予算的に実施は不可能ということもあり今回は農林振興課で予算措置をしたところである。また、今後も協議を続け建設課で予算措置ができるようであれば見直しも可能であるとの答弁でありました。

款2、目8、節8報償費の高齢者運転免許自主返納報償30万円について、委員から免許証の自主返納者が年々増えていると説明であったが、返納者については返納理由を求めているのか、また75歳以上の高齢運転者に対する検査において認知

症等を理由に免許証を更新できなかった者も含むのかとの問いに対し、返納においては特に返納理由といったものは求めている。また支給要件について、失効していない有効な免許証を自主的に返納される方を対象に報償費を支給しているとの答弁でありました。

款4、目1、節13委託料のし尿等メタン発酵処理事業可能性調査事業委託料907万1,000円について、委員からこれが本当に住民のためになる事業で企業化できるのかとの問いに対し、ガスを取り出す事業は実験段階であり、それが実際に取り出せるかどうかは、実験の成果が今年の最後に表れてくるため、その結果を見て事業化するかの判断をすとの答弁。さらに、委員から以前事業化できなくても補助金の返還はないという担当課の説明であったが、補助金の原資は税金であるので、何らかの結果が出てくるような事業を実施してもらわないといけないと思うがどうかとの問いに対し、方向性としては先進地である福岡県の大木町の施設を視察に行ったことがあり、ここは事業化に大体成功して規模も拡大しているため、同じような形に持っていきたいと考えているとの答弁。さらに、委員からし尿は人間のし尿ということであるが、本町が進めている下水道の部分と、大隅衛生が汲み取りを行っている部分とがあるが、し尿だけをどのように採取しているのかとの問いに対し、今はまだ実証実験の段階であり、大隅衛生企業が衛生センターに搬入してくる生し尿と、浄化槽をメインとしてほかの物を混ぜてガス化の実験をしている。衛生センターの変わりうる施設ということで、曾於南部厚生事務組合と協議をしながら実験に必要な部分はそちらからの供給しており、下水道区域の部分は今のところの中には含まれていないとの答弁。さらに、委員からこの事業を進めることで、本町の住民に対しての利益が何かあるのかとの問いに対し、曾於南部事務組合が運営しているし尿処理場の衛生センターであるが、大変老朽化しており修繕等もかなりの金額がかかっている状況である。施設の更新を考えた時に単純に衛生センターとして更新するよりも、エネルギーを取り出しながら有効活用でき、経費が少しでも削減できるような施設の検討ということで実施している事業であるとの答弁。さらに、委員から昨年から取り組んでいる事業であるが、委託事業の結果が見えてこない。これまでの委託調査の結果を公表しているのかとの問いに対し、現段階では実験段階であり正確なデータが出ていないため、今年も事業を実施して最終的な結果が出ればと考えているとの答弁。さらに、委員から途中までの結果でよいので、委託調査に伴う現段階での結果が分かる資料を提出するよう要望した。

次に、款2、目14、節13委託料の地域おこし研究員等業務支援委託料219万6,000円について、委員から企業人プログラムで協定を締結して雇用する方々は、地域おこし協力隊としての位置づけで採用するのかとの問いに対し、制度的

には地域おこし協力隊の制度を活用しているとの答弁。また、委員から町長の施政方針で暮らしやすい大崎町、住みよい大崎町とある中で、リバースプロジェクトと企業人プログラム協定を締結することで、住民の暮らしがどのようによくなるのかとの問いに対し、本町の地域の課題としてはたくさんあると思う。人口減少、空き家問題、各種産業の担い手不足、外国人技能実習生などの増加に伴う多文化共生社会の構築、リサイクルに関わる高齢者、外国人などの心理的不安の解消などがあると思うが、企業人プログラムの中で何ができるかを地域おこし協力員の方々と調査・協議をしていくことになるが、想定している業務については、リサイクル分別活動に関する研修の受け入れ事業、空き家を活用した地域のふれあいづくり、教育環境面では学校での教育以外の学ぶ機会の確保を行う学習支援、明確な将来像を想像させるためのキャリアサポートを行い、教育環境の整備に努めることを上げているとの答弁。また、委員からこのプロジェクトは完了するまで何年の予定なのか、その期間内に必要な予算はどの程度か、またこの事業の予算に関わる財源で本町の一般財源からの持ち出しはいくらかとの問いに対し、プログラムの実施期間は本年1月から2021年12月までの3年間で事業を進める予定である。予算については、人材確保に要する経費、地域おこし協力隊の活動経費諸々、本年度6月補正段階で約3,600万円計上している。今後さらに3名の追加をお願いすると合計で4,800万円程度になると思う。また、その他に各種の事業を実施するとした場合は、それに加算されることになると思う。また、財源についてはSDGsモデル事業が活用できないかということで、本年3月に国に提案し5月に国のヒアリングを実施しており、予定では今月中に採否の決定があると思う。もし、国の助成事業が活用できれば本年度のソフト事業については、2,000万円を上限に事業が展開できることになる。また、仮にモデル事業が採択されなかった場合は、地方創生推進交付金の事業があるのでそちらを活用できるように申請の準備をしたいと思っているとの答弁。さらに、委員から本年度の予算が5,000万円、3年間で1億5,000万円、そのほかに事業をすればそれに加算されることになる。SDGsモデル事業の2,000万円が採択されたとしても、かなりの金額が一般財源から持ち出されることになるが、それだけの投資価値があるかどうか、企業人プログラムを通じて雇用する人材が本当に本町のためになるのか危惧しているが、いかがかとの問いに対し、先ほど国のモデル事業、地方創生推進交付金の話をしていただいたが、そのほかに人材確保の部分については、国の制度として特別交付税があり、地域おこし協力隊の消費に関しては年額400万円の支援、企業人プログラムについては560万円の支援ということで制度的にはなっている。また、投資価値については人口減少など問題が山積している中で行政だけでは限界があり、外部の専門的知識

を有する人材や企業のノウハウを活かして、持続可能なまちづくりを進める必要があることから、我々で補いきれない部分を外部の専門的知識を有している方々に支援していただくことが最適と考えているとの答弁でありました。

款2、目10、節19負担金、補助及び交付金の大崎町東京オリンピック事前合宿誘致委員会負担金150万円について、委員から当初予算でも予算が150万円組んであり、合計で300万円になる。課長の説明によると、台湾が6月21日から24日に来られる時に協定を結ぶということであったが、本当に協定が結べるのか。それから150万円の財源は一般財源と思うが、誘致委員会に負担金として支出した場合、誘致委員会の使いみちはどのようになっているのかとの問いに対し、まず使いみちであるが、当初予算の150万円については、トリニダード・トバゴとも協定を結んでおり、先般5月11日から12日にかけて、横浜で開催された世界リレーの直前合宿を本町においてされた時の事前合宿に関する費用負担ということで支出している。それから協定については現在鹿児島県、本町、台湾陸協と調整をしているところで、特段何もなければ6月22日に協定を締結できると思っている。また、150万円の財源についてであるが、必ず経費の負担は本町が150万円、鹿児島県が150万円、合計で300万円を想定している。なお、オリンピックの事前合宿に関する経費は、特別交付税で2分の1の支援ということで制度的にはなっているとの答弁。さらに、委員から本当に特別交付税が措置され、半額の75万円が入ってくることを確約できるのかとの問いに対し、確約はできない、ただ、いくら入ってくるのか鹿児島県がすべて統括しており、公表されていないため把握できないところであるとの答弁。さらに、委員から、と言うことは、特別交付税は交付されず、実際は住民の税金で補う可能性もあるという中で、県と町の負担金300万円、これが地域のどれだけ貢献度合いがあるのかとの問いに対し、合宿に来られた方々は少なからず宿泊を伴うため、ホテル事業者、飲食業者などの経済効果は少なからずあると思う。また、トップアスリートが大崎町に来て合宿することが、陸上関係者だけでなく地域の住民の方々もすごくよい刺激になり、目に見えないところでそういう効果があると思っているとの答弁でありました。

また、委員から先ほどのSDGsに絡む事業については、ただ研究を3年間やるということだけでなく、3年間で約1億5,000万円の予算を支出しているわけでありますので、確実に成果が上がるような努力をしていただくこと。また、住民と密に接することができて、その結果を我々に密に報告するよう要望した。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第20号、令和元年度大崎町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと、全出席委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第20号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対して何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第20号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第21号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本昭一君） 日程第3、議案第21号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） ただいま議題となりました、議案第21号、令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、6月5日の本会議において、当委員会に付託されたもので、6月6日に全委員出席のもと委員会を開き、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,699万5,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を18億9,035万5,000円とするものであります。内容については、本会議での説明のとおり平成30年度分の介護給付費等確定に伴う精算のための補正でありました。

特に質疑はなく、その後討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第21号、令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと、全委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第21号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第21号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第23号 大崎町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第4、議案第23号「大崎町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（富重幸博君） ただいま議題となりました、議案第23号、大崎町森林環境譲与税基金条例の制定について、文教経済常任委員会における審査の

経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る6月5日の本会議において、文教経済常任委員会に付託されたもので、当委員会は6月6日に委員会を開き、担当課長ほか係職員の出席を求め、説明を受け、審査いたしました。

それでは、条例の概要と委員会の中での審議について報告いたします。

森林経営管理法が成立し、平成31年4月1日に施行され、新たな森林環境管理システムによる森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたことに伴い、森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、大崎町森林環境譲与税基金条例を制定するものであります。

基金条例は、第1条の設置から第6条の委任までの6つの条からなっており、基金の用途及び関連法に基づく設置規定、基金として積み立てる予算、基金の管理、基金の運用から生じる益金の処理、基金の運用処分について規定してあります。

附則として、この条例は公布の日から施行することが謳われております。

詳細については、6月5日の本会議においても説明を受けておりますので、割愛させていただきます。

質疑の中で、平成17年度から課税が始まっている県の森林環境税が、今回の森林環境譲与税に移行されたという認識でいいのかとの問いに対し、森林環境譲与税は今回新設されたものである。なお、鹿児島県の森林環境税については一戸あたりの税額500円を含め、現時点では現行のまま変わりはないと聞いているとの答弁でありました。

風倒木の処理に要する費用も対象になるのかとの問いに対し、森林環境譲与税の想定される用途から判断すると、対象外になると考えられるとの答弁でありました。

令和7年から令和10年にかけて、583万9,000円の森林環境譲与税が国から譲与されるとの説明であったが、この金額と対比して現時点で本町から徴収される森林環境譲与税の税額を、どの程度見込んでいるのかとの問いに対し、現時点で税務課に確認した納税義務者が5,982名であったことから、約600万円を見込んでいるとの答弁でありました。

大崎町内で管理・放棄されている森林はどれくらいあるのかとの問いに対し、曾於地区森林組合と本町が合同で森林の整備計画を作成しているが、当該計画の中では財産相続や登記などがなされておらず、連絡が取りづらいケースはあるようですが、放棄というようなケースは出てきていない。なお、町内には私有林の人工林や天然林があり、町としても現状を把握できていない森林については、手入れが不十分な森林も多々存在していると考えられるとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第23号、大崎町森林環境譲与税基金条例の制定については、原案どおり可決すべきものと、全委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第23号「大崎町森林環境譲与税基金条例の制定について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第23号「大崎町森林環境譲与税基金条例の制定について」、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号「大崎町森林環境譲与税基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（宮本昭一君） 日程第5、陳情第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について」を議題といたします。

本件について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（富重幸博君） ただいま、議題となりました、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について、文教経済常任委員会における審査

の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る6月5日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、当委員会は6月6日に委員会を開き、審査いたしました。本陳情の趣旨は、学校現場における課題が複雑化、困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であり、子どもたちの豊かな学びを実現するため、教職員の長時間労働を是正する観点からも教職員定数改善が不可欠である。

また離島山間部が多い鹿児島県においては、2学年の子どもが1つの学級で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較すると、憲法が保障する教育の機会均等が保障されているとは言えず、子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から複式学級の解消は極めて重要な課題である。

義務教育費国庫負担制度については、国庫負担金率が2分の1から3分の1に引き下げられ、いくつかの自治体においては独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが、憲法上の要請であるというものであります。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請については採択にすべきものと、全出席委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

陳情第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

陳情第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について」、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について」は、採択されました。

-----○-----

日程第6 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（宮本昭一君） 日程第6、同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、現在、固定資産評価審査委員会委員であります、松山正文氏から健康上の理由により、令和元年6月30日で辞任したい旨の申し出がありました。そこで松山正文氏の後任に、今宮信雄氏を選任したいので、地方自治法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏は、大崎町持留911番地4に在住で、昭和27年11月19日生まれの66歳でございます。昭和50年7月1日に大崎町の職員に採用されたあと、高齢者対策課長、社会教育課長、住民課長、教育委員会管理課長、議会事務局長を歴任し、平成25年3月に定年退職されております。

長年培われた公務員としての知識や経験があり、人望も厚く人格識見ともに高いことから、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、同意第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。同意第4号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

お諮りします。

同意第4号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 同意第5号 固定資産評価員の選任について

○議長（宮本昭一君） 日程第7、同意第5号「固定資産評価員の選任について」提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、固定資産評価委員として、税務課長である、本高秀俊氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

今回選任する本高秀俊税務課長は、平成23年4月1日から平成26年3月31日まで税務課長補佐兼課税係長として、また平成30年4月1日から現在まで税務課長として勤務しております。このことから、固定資産の評価に関する知識及び経験を有しており、また税務課長として課内を統括する立場にありますことから適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

同意第5号「固定資産評価員の選任について」、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、同意第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。同意第5号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより同意第5号「固定資産評価員の選任について」を採決します。

お諮りします。

同意第5号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第5号「固定資産評価員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議員派遣の件

○議長（宮本昭一君） 日程第8「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（宮本昭一君） 日程第9「閉会中継続審査・調査申出書」の件を議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申し出があります。

お諮りします。

4 委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、4 委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 10 時 41 分

再開 午前 10 時 42 分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） お諮りいたします。

ただいま配布しました追加議事日程を、本日の日程に追加いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり、本日の日程に追加することに決定いたしました。

-----○-----

追加日程第 1 発委第 1 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について

○議長（宮本昭一君） 追加日程第 1、発委第 1 号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。2 番、富重幸博君。

○2 番（富重幸博君） 発委第 1 号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について。

大崎町議会議長、宮本昭一殿。提出者、文教経済常任委員会委員長、富重幸博。令和元年 6 月 20 日提出。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 7 項及び大崎町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛であります。

意見書（案）の趣旨については、先ほど採択いただきました陳情第 1 号の趣旨と

重複いたしますので省略をいたします。

意見書（案）の要請項目以降の、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

1、子どもたちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。3、離島山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。令和元年6月20日、鹿児島県大崎町議会議長、宮本昭一。

以上、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発委第1号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、発委第1号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

なお、ここでさらにお諮りいたします。

ただいま可決されました意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛に提出されたいとの要望であります。

町議会議長名をもって、それぞれの関係機関宛に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま可決されました意見書は、町議会議長名をもって、それぞれの関係各機関宛に提出することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本定例会の全日程を終了いたしましたので、令和元年第2回大崎町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前10時48分